

案

# 練馬区障害者計画

(令和3年度～令和8年度)

## 第六期障害福祉計画

## 第二期障害児福祉計画

(令和3年度～令和5年度)

素案

令和3年(2021年)3月

練馬区

# 目 次

はじめに 計画の基本的な考え方	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の期間	1
3 計画の性格・位置づけ	2
第1章 障害者を取り巻く主な状況	3
1 障害者の状況	3
2 障害者の意向	11
第2章 基本理念と計画の構成	14
1 基本理念	14
2 計画策定の視点	14
3 施策の体系	15
第3章 計画期間に進める施策の展開	16
施策1 障害福祉サービス基盤の整備と住まいの確保	16
施策2 相談支援体制の強化	20
施策3 就労支援の充実	23
施策4 障害児の健やかな成長を支援	27
施策5 安心して暮らせる共生社会の実現と社会参加の促進	31
施策6 保健・医療体制の充実	36
第4章 主な実施事業	43
第5章 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画	56
1 計画の策定方法	56
2 成果目標	56
3 障害福祉サービスの供給見込み量	61
4 地域生活支援事業の供給見込み量	62
5 障害児向けサービス（障害児通所支援等）の供給見込み量	63
6 障害児の子ども・子育て支援等の見込み	63
第6章 計画推進のために	64
1 計画を円滑に推進するための取組	64
資料編	65
1 計画の策定経過	65
2 練馬区障害者計画（一部改定）・第五期障害福祉計画・第一期 障害児福祉計画（平成30～令和2年度）の進捗状況	70
3 事業説明（障害者総合支援法および児童福祉法に規定する事業）	85

---

# はじめに 計画の基本的な考え方

---

## 1 計画策定の趣旨

---

区では、平成30年3月に、練馬区障害者計画（一部改定）・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画を策定し、障害者の地域生活を支援するため、サービス提供の基盤整備に計画的に取り組んできました。

近年、多くの法制度の施行や改正が行われ、障害者や障害児を取り巻く環境は大きく変化しています。また、区内で障害者手帳を持っている方は、平成27年度に29,964人、令和元年度で33,015人となっており、増加傾向にあります。障害者の重度化・高齢化、家族の高齢化が進むなか、障害者一人ひとりの地域生活をどのようにサポートしていくかが、大きな課題となっています。

障害者が住み慣れた地域のなかで、自立して暮らし続けるためには、障害者のニーズを捉え、障害特性に応じた住まい・相談・就労・社会参加・障害福祉サービスの充実など、ライフステージに応じたサービスの提供が必要です。また、介助における困りごと、親亡き後や緊急時の対応への不安など、ご家族の負担を軽減する取組も欠かせません。

これまでの取組の評価や社会状況の変化を踏まえ、区の障害者福祉施策を一層進めるため、新たな『練馬区障害者計画』と、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）」に基づく『第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画』を一体的に策定します。

## 2 計画の期間

---

### (1) 障害者計画

令和3年度～令和8年度

### (2) 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画

令和3年度～令和5年度

### 3 計画の性格・位置づけ

この計画は、練馬区障害者計画、第六期障害福祉計画および第二期障害児福祉計画の3つの性格を併せ持つ計画として一体的に策定するものです。

#### (1) 法的位置づけ

- 障害者計画は、障害者基本法第11条第3項に基づく法定計画で、区における障害者に関する総合的な施策を定める基本計画です。
- 障害福祉計画は、障害者総合支援法第88条第1項に基づく法定計画で、必要な障害福祉サービス等を計画的に提供するための実施計画です。
- 障害児福祉計画は、児童福祉法第33条の20第1項に基づく法定計画で、障害児に関するサービス等を計画的に提供するための実施計画です。

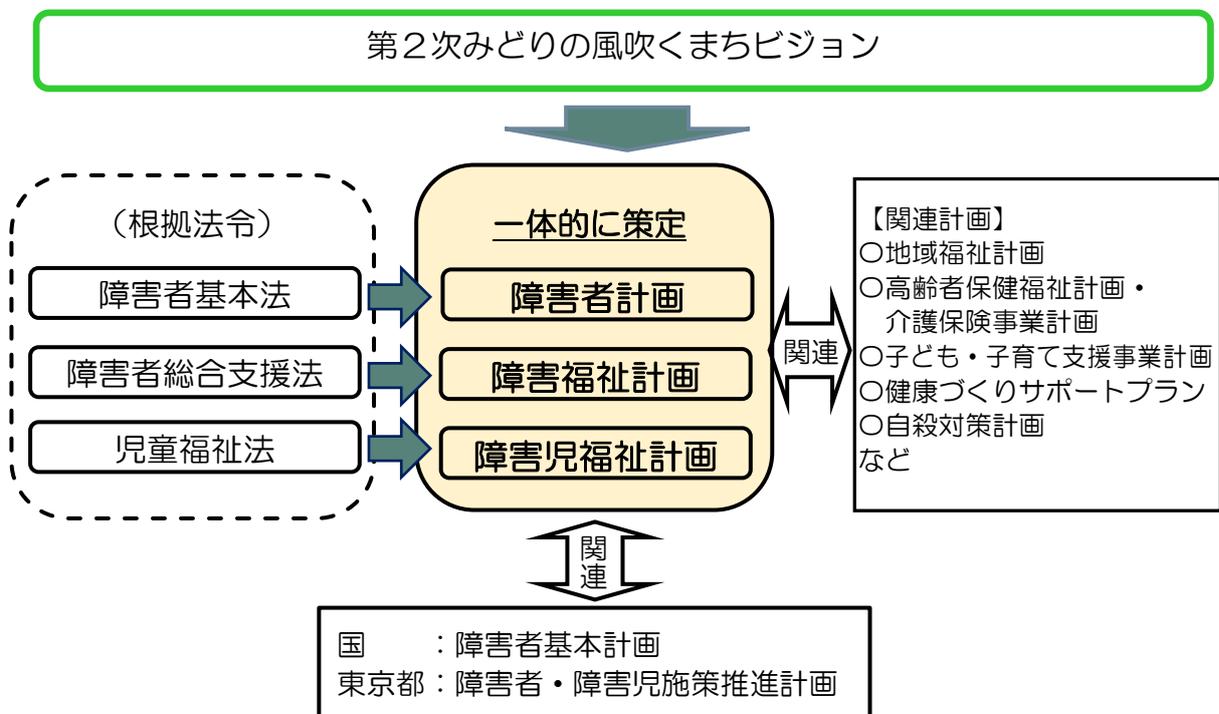
#### (2) 区の関連計画との関係

この計画は、区の新たな総合計画「第2次みどりの風吹くまちビジョン」の障害者福祉分野の個別計画です。また、区のお他計画とも整合性を図ります。

#### (3) 国や東京都の計画との関係

この計画は、国の障害者基本計画および東京都の障害者・障害児施策推進計画を踏まえて策定します。

【計画の位置づけ】



# 第1章 障害者を取り巻く主な状況

## 1 障害者の状況

### (1) 障害者手帳（身体障害・知的障害・精神障害）

障害者数は増えており、平成27年度から令和元年度までの5か年で10.2%増加しています。特に、精神障害者の増加率が高くなっています。

また、障害児も増加傾向にあります。

■人口および障害者数の推移

(単位：人)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	増加率
人口	719,109 (107,294)	723,711 (106,926)	728,479 (106,929)	732,433 (106,443)	739,435 (106,156)	2.8% (-1.1%)
身体障害者	19,828 (474)	20,163 (474)	20,310 (473)	20,343 (481)	20,405 (491)	2.9% (3.6%)
知的障害者	4,550 (1,099)	4,686 (1,087)	4,825 (1,087)	4,972 (1,105)	5,050 (1,103)	11.0% (0.4%)
精神障害者	5,586 (66)	6,041 (84)	6,467 (101)	7,001 (122)	7,560 (141)	35.3% (113.6%)
合計	29,964 (1,639)	30,890 (1,645)	31,602 (1,661)	32,316 (1,708)	33,015 (1,735)	10.2% (5.9%)
障害者の割合	4.17% (1.53%)	4.27% (1.54%)	4.34% (1.55%)	4.41% (1.60%)	4.46% (1.63%)	0.29ポイント (0.10ポイント)

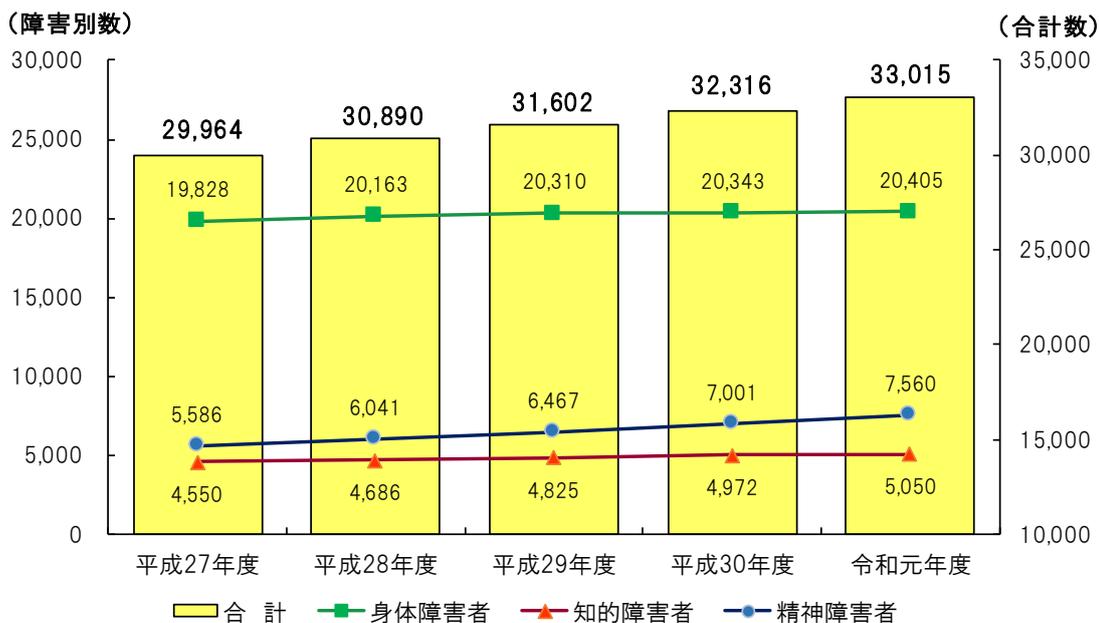
注 1 人口は、翌年の1月1日現在の住民基本台帳人口および外国人登録人口

(例：令和元年度の場合は令和2年1月1日)

2 身体障害者、知的障害者および精神障害者数は、いずれも各年度3月31日現在の手帳所持者数

(例：令和元年度の場合は令和2年3月31日)

3 ( )内の人数は18歳未満



出典：「練馬区勢概要」を基に作成

## (2) 医療費助成（精神通院・難病）

自立支援医療（精神通院）受給者数は増加傾向にあり、平成27年度から令和元年度までの5か年で17.8%増加しています。難病医療費助成認定者数は、5,000人前後で推移しています。

### ① 自立支援医療（精神通院）受給者 （単位：人）

平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
11,244	11,836	12,321	13,024	13,251

### ② 難病医療費助成認定者 （単位：人）

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
国指定難病 (333 疾病)	5,475	5,244	9,520 (*)	4,898	5,558
東京都単独助成 対象疾病 (8 疾病)	14	6	33	16	17
合 計	5,489	5,250	9,553	4,914	5,575

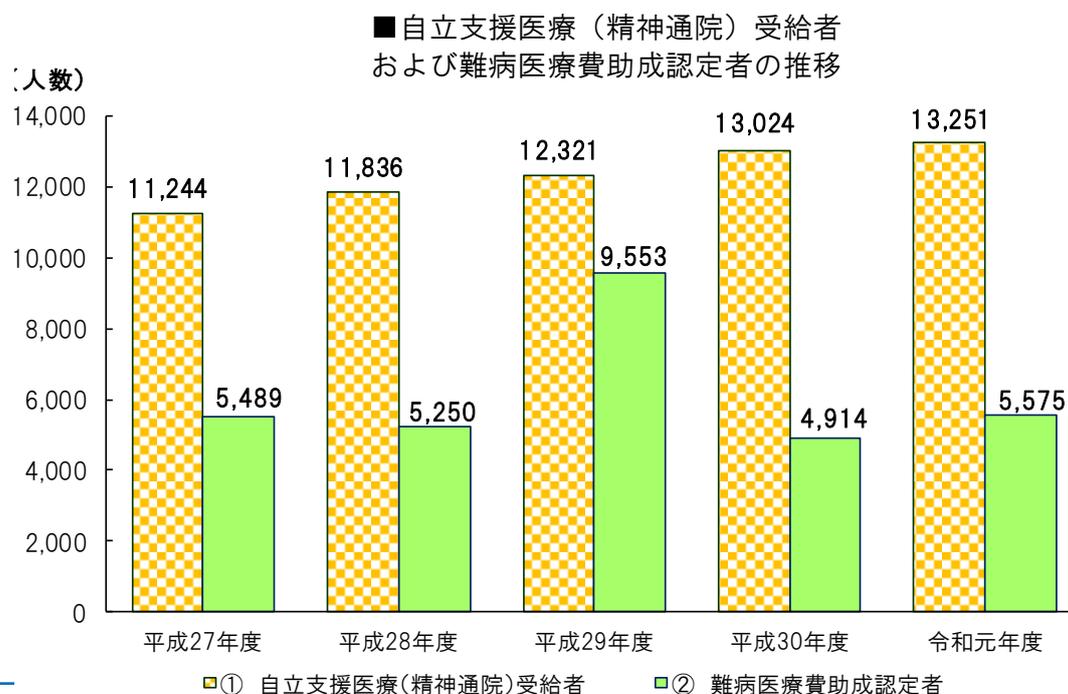
(\*) 平成 29 年度の数値について

難病医療費助成（国指定難病）は、平成 29 年 12 月に経過措置が終了し本則認定者のみとなりました。そのため、平成 29 年度に限り、経過措置認定者および本則認定者を重複して計上しています。

注 1 各年度 3 月 31 日現在

2 国指定難病は、平成 27 年 7 月に 306 疾病、平成 29 年 4 月に 330 疾病、平成 30 年 4 月に 331 疾病、令和元年 7 月から 333 疾病

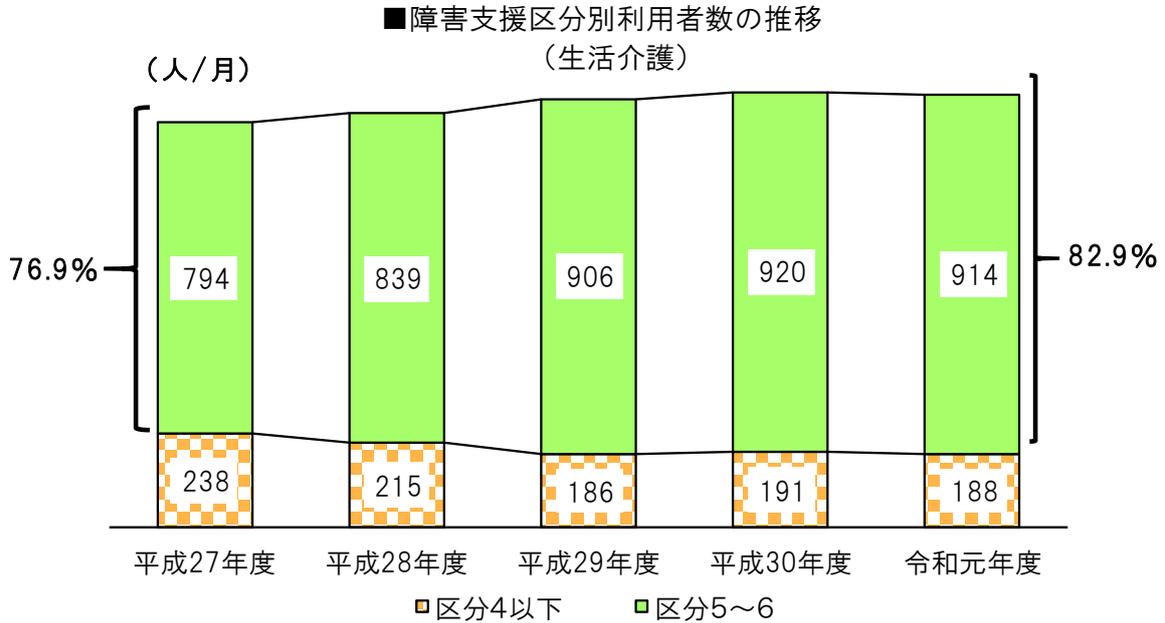
3 東京都単独の対象疾病は、平成 28 年 1 月から 8 疾病



出典：「ねりまの保健衛生」を基に作成

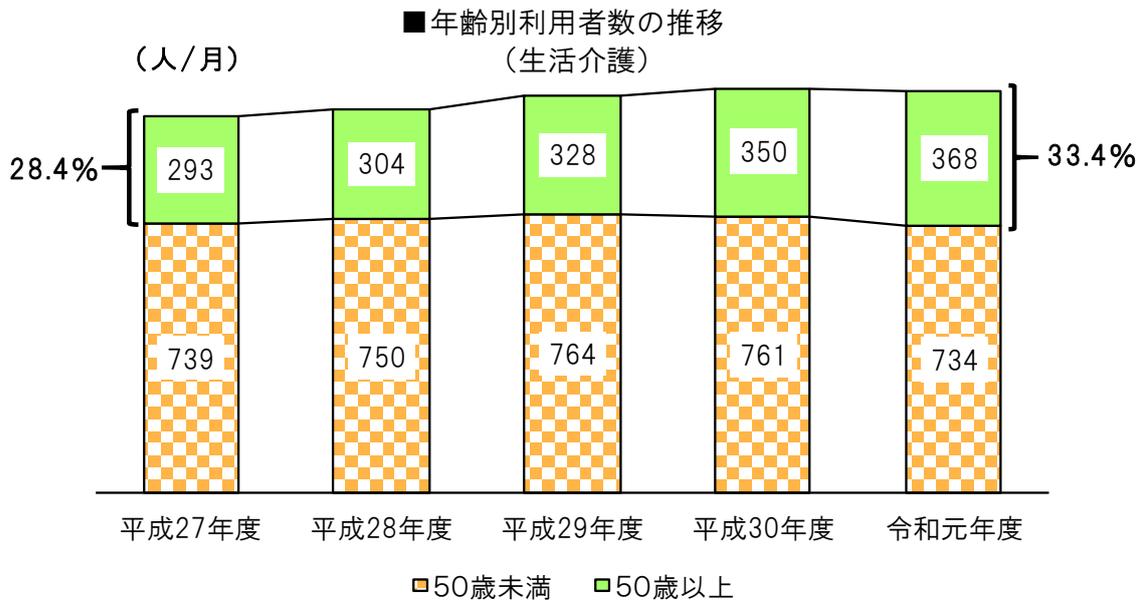
### (3) 重度化・高齢化

障害支援区分5以上の生活介護の利用者は、平成27年度から令和元年度までの5か年で15.1%増加しています。また、障害支援区分5以上の利用者の全体に占める割合は、5か年で6.0ポイント増加しています。



出典：国保連データを基に作成

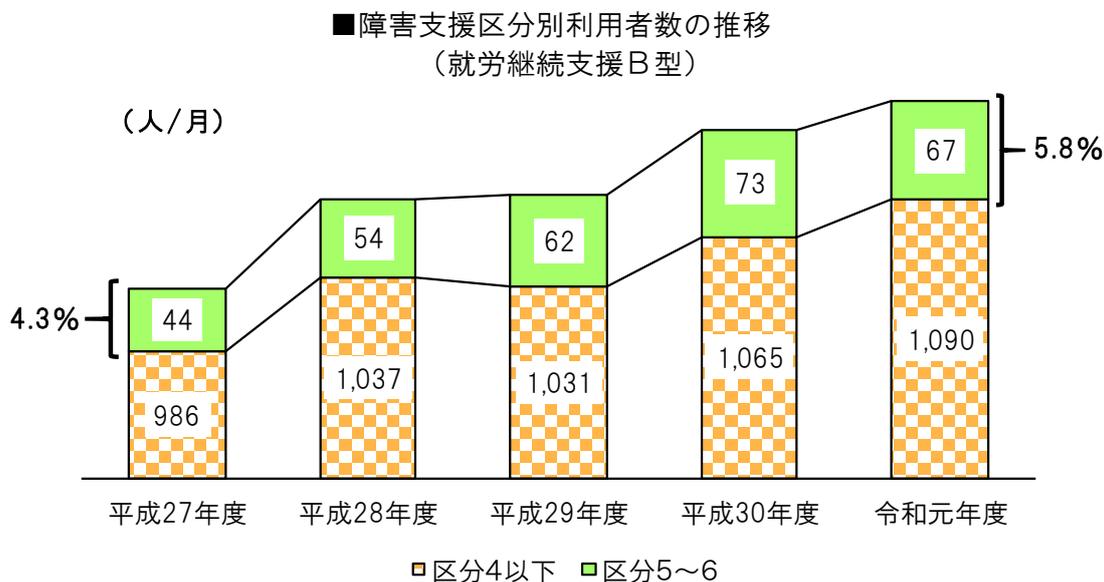
50歳以上の生活介護の利用者は、平成27年度から令和元年度までの5か年で25.6%増加しています。また、50歳以上の利用者の全体に占める割合は、5か年で5.0ポイント増加しています。



出典：国保連データを基に作成

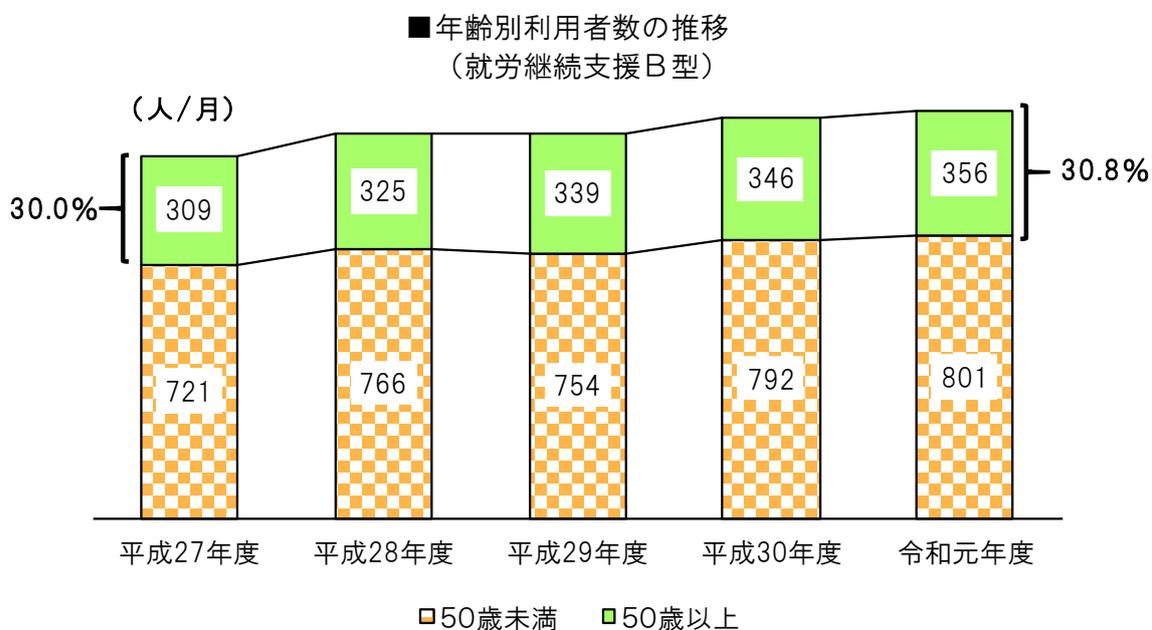
音声コード

障害支援区分5以上の就労継続支援B型の利用者は、平成27年度から令和元年度までの5か年で52.3%増加しています。また、障害支援区分5以上の利用者の全体に占める割合は、5か年で1.5ポイント増加しています。



出典：国保連データを基に作成

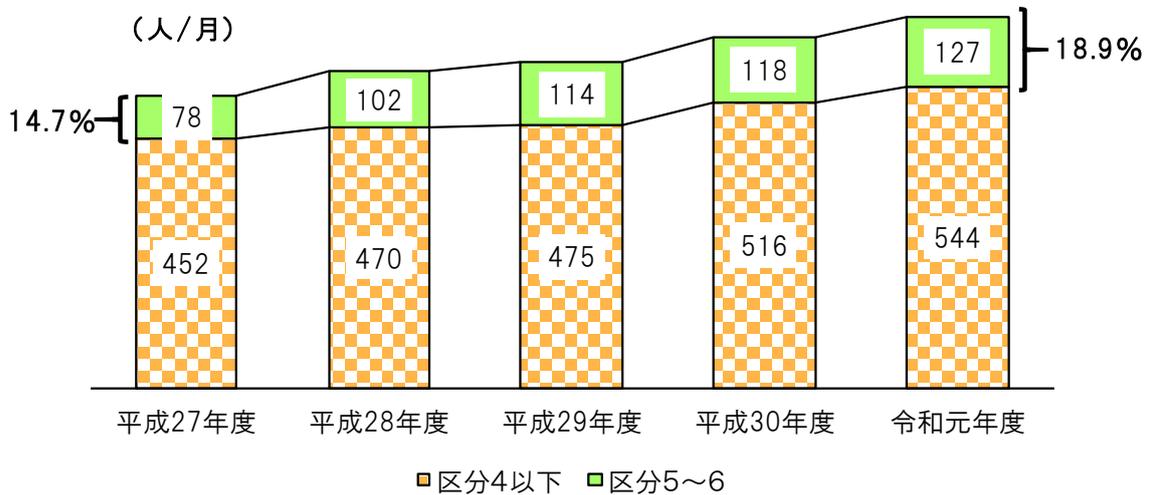
50歳以上の就労継続支援B型の利用者は、平成27年度から令和元年度までの5か年で15.2%増加しています。また、50歳以上の利用者の全体に占める割合は、5か年で0.8ポイント増加しています。



出典：国保連データを基に作成

障害支援区分5以上のグループホーム（共同生活援助）の利用者は、平成27年度から令和元年度までの5か年で62.8%増加しています。また、障害支援区分5以上の利用者の全体に占める割合は、5か年で4.2ポイント増加しています。

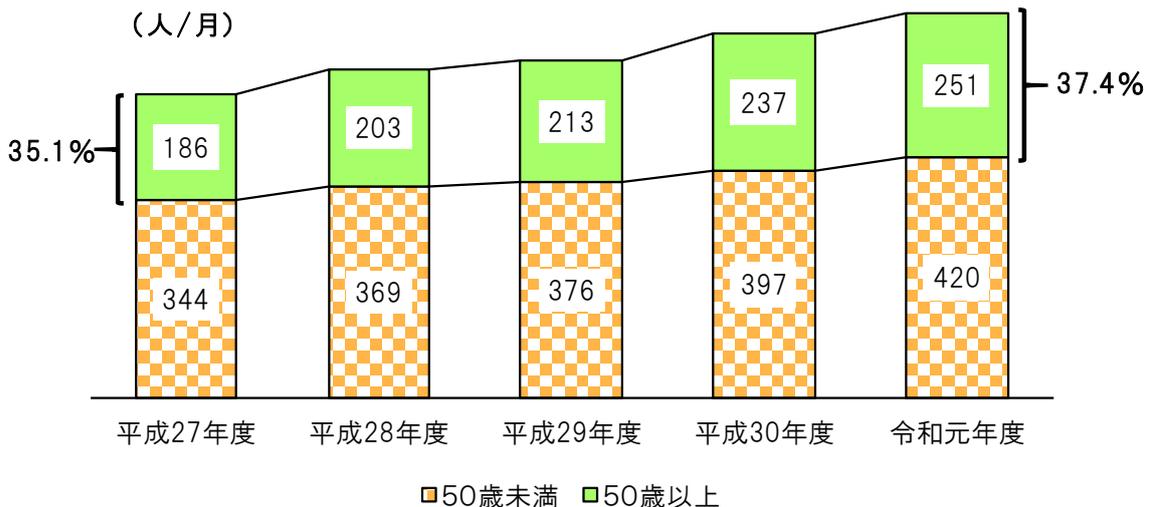
■障害支援区分別利用者数の推移  
(グループホーム)



出典：国保連データを基に作成

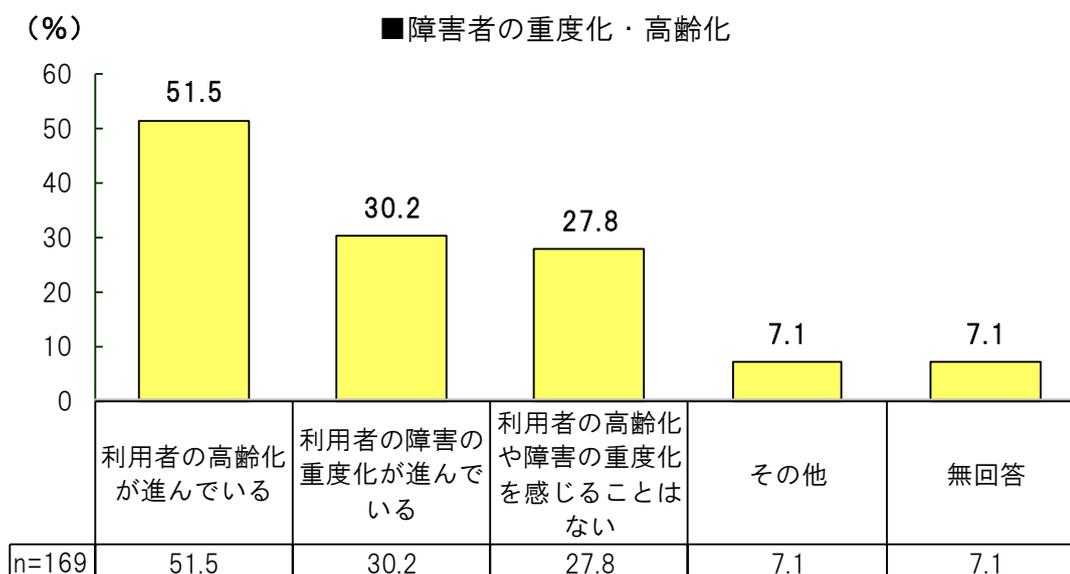
50歳以上のグループホーム（共同生活援助）の利用者は、平成27年度から令和元年度までの5か年で34.9%増加しています。また、50歳以上の利用者の全体に占める割合は、5か年で2.3ポイント増加しています。

■年齢別利用者数の推移  
(グループホーム)



出典：国保連データを基に作成

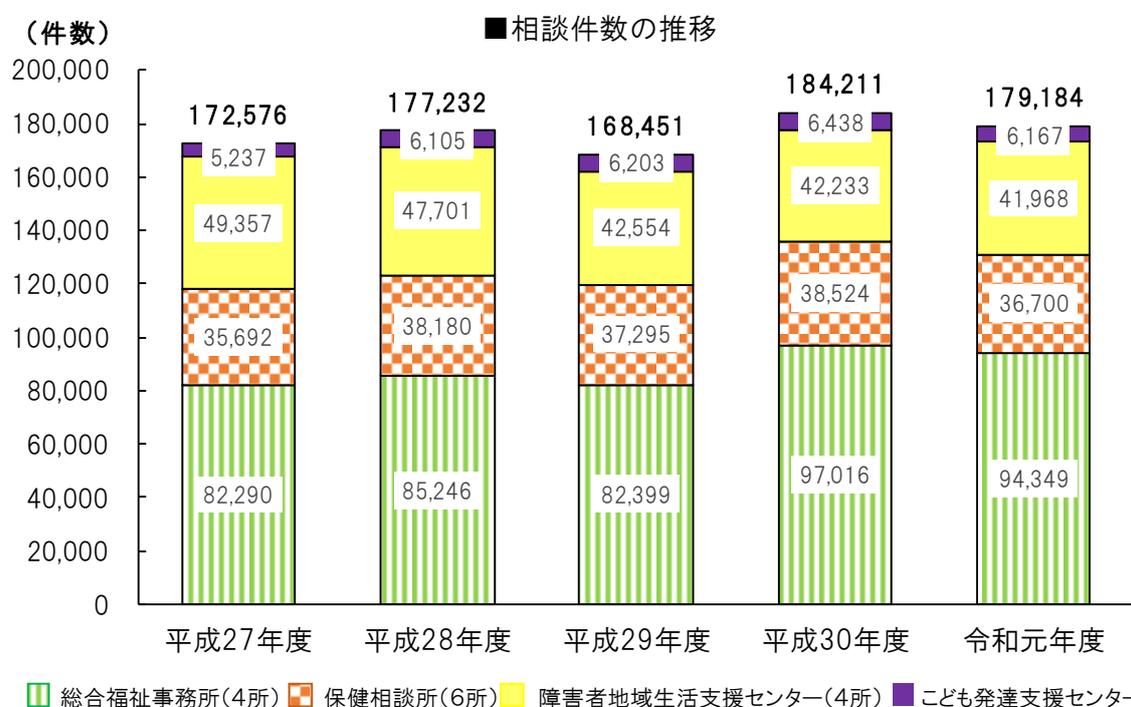
障害者基礎調査における障害福祉サービス事業所へのアンケートでは、「利用者の高齢化が進んでいる」と回答した事業所が51.5%、「利用者の障害の重度化が進んでいる」と回答した事業所が30.2%となっています。



出典：令和元年度障害者基礎調査報告書

#### (4) 相談

相談の総件数は、平成27年度から令和元年度までの5か年で3.8%増加しています。特に、総合福祉事務所とこども発達支援センターへの相談が増えています。



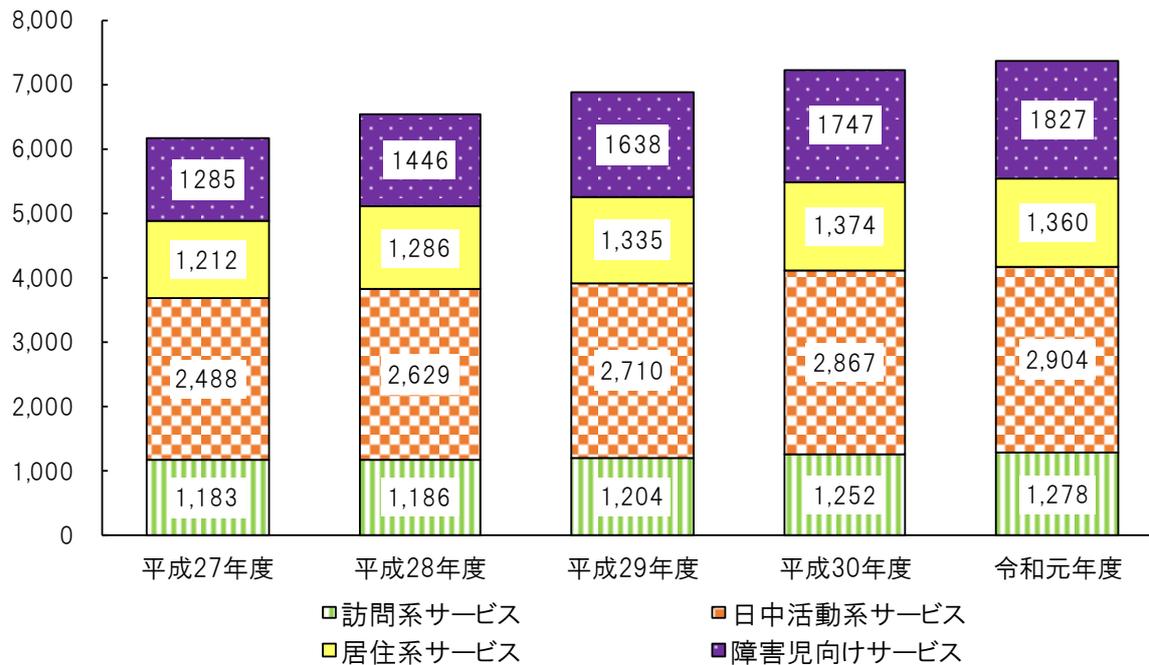
出典：「練馬区勢概要」を基に作成

## (5) 障害福祉サービス等

訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、障害児向けサービスのいずれも増加しています。特に、障害児向けサービスの利用が増加しています。

■障害福祉サービス等の推移

(延べ利用人数/月)



出典：国保連データを基に作成

### [訪問系サービス]

居宅介護／重度訪問介護／行動援護／同行援護／自立生活援助（平成30年度から）

### [日中活動系サービス]

生活介護／自立訓練（機能訓練）／自立訓練（生活訓練）／就労移行支援／就労継続支援A型／就労継続支援B型／就労定着支援（平成30年度から）／療養介護

### [居住系サービス]

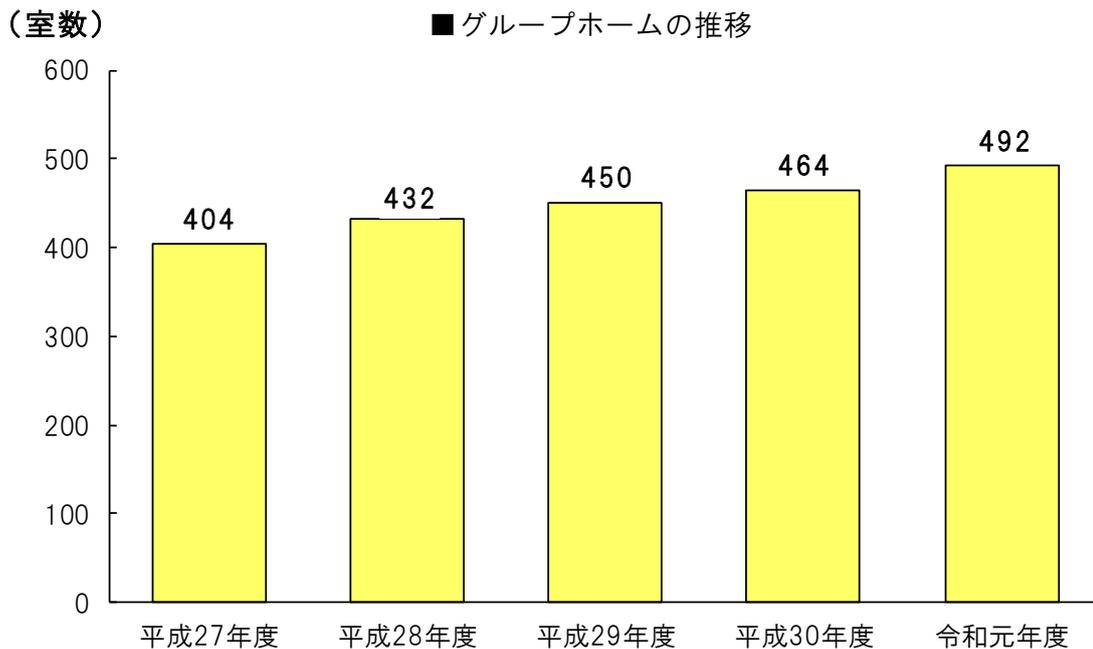
共同生活援助／短期入所／施設入所支援

### [障害児向けサービス]

児童発達支援／医療型児童発達支援／放課後等デイサービス／保育所等訪問支援／居宅訪問型児童発達支援（平成30年度から）

## (6) 区内グループホームの整備状況

平成27年度から令和元年度までの5か年で88室増えています。

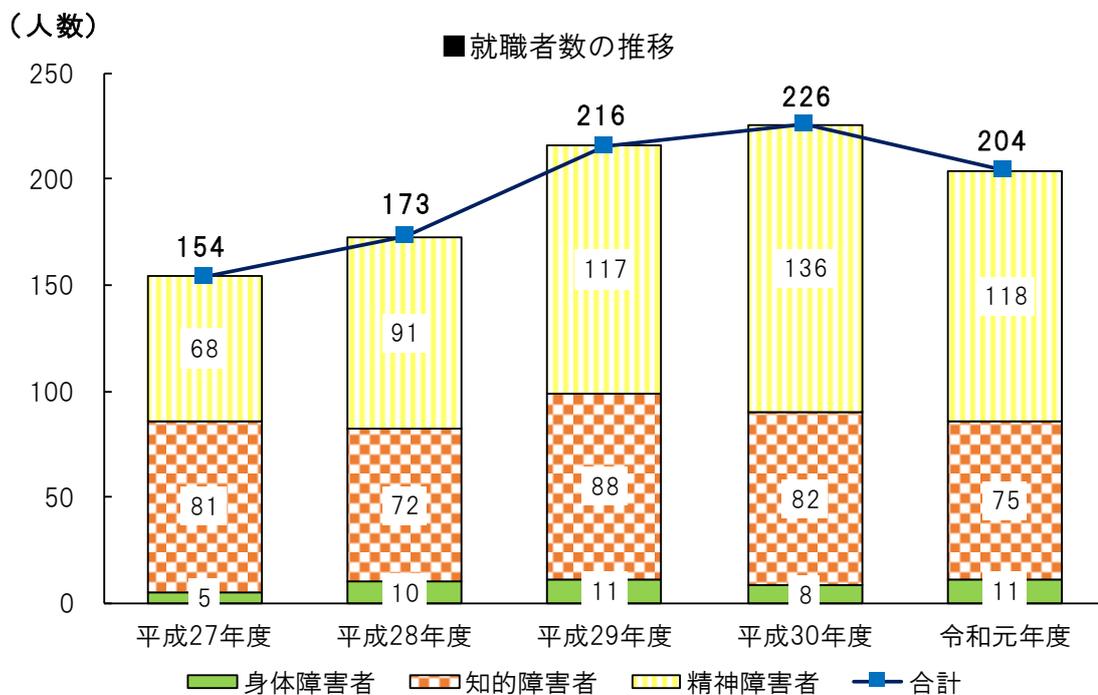


注 区立グループホームと民間グループホームを合計した室数

出典：障害者施策推進課資料

## (7) 就職状況

福祉施設等からの就職者数は、増加傾向にあります。特に精神障害者が増加しています。



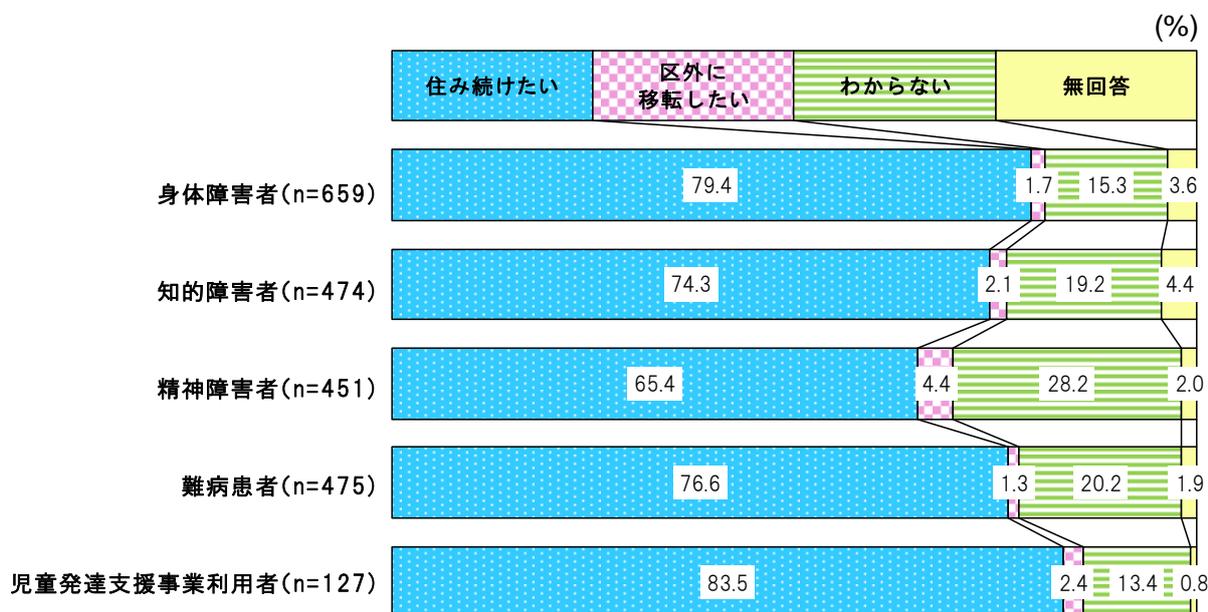
出典：障害者施策推進課資料

## 2 障害者の意向 (「練馬区障害者基礎調査報告書〈令和2年3月〉」より)

nは、その質問項目の回答者の総数

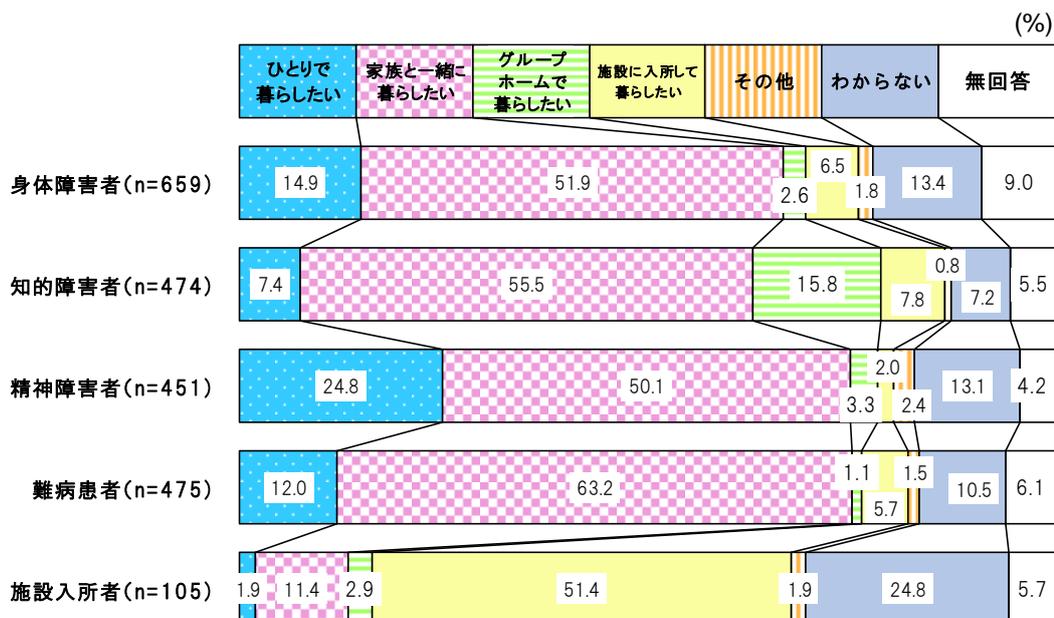
### (1) 練馬区での定住意向

「今後も練馬区に住み続けたいと思いますか」という質問に対し、「住み続けたい」と回答した人は、身体障害者が79.4%、知的障害者が74.3%、精神障害者が65.4%、難病患者が76.6%、児童発達支援事業利用者が83.5%となっています。



### (2) 希望する暮らし方 (10年後)

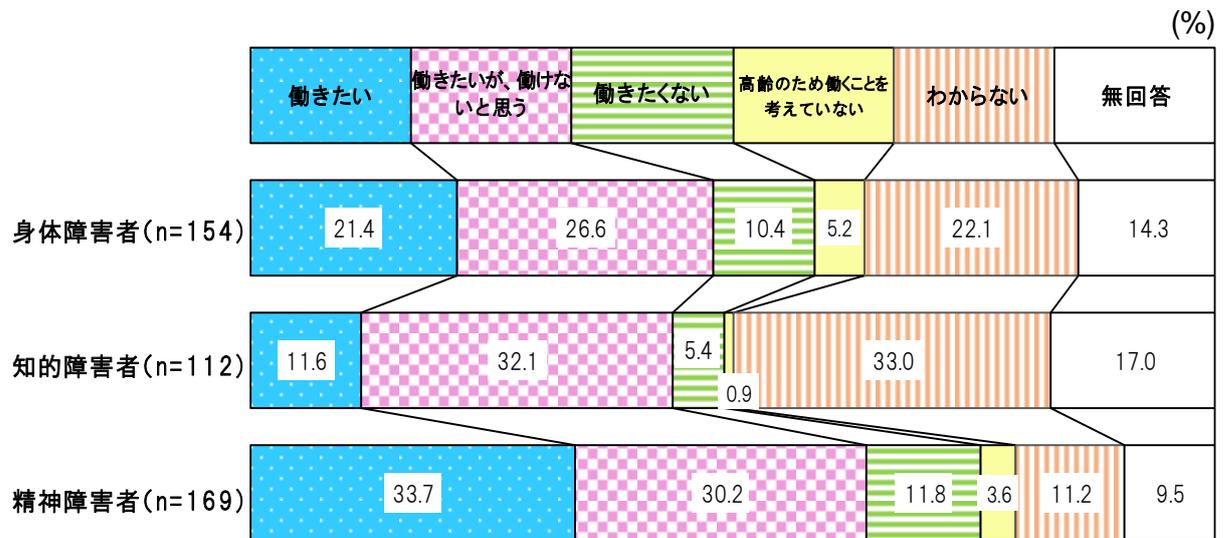
身体障害者、知的障害者、精神障害者、難病患者で「家族と一緒に暮らしたい」が最も多くなっています。知的障害者では、他の障害に比べ「グループホームで暮らしたい」が多くなっています。



音声コード

### (3) 就労意向（現在、働いていない方）

現在、働いていない方（18～64歳）の約4割～6割に就労意向（「働きたい」「働きたいが働けないと思う」と回答）があります。



### (4) 介助・援助者が希望する支援

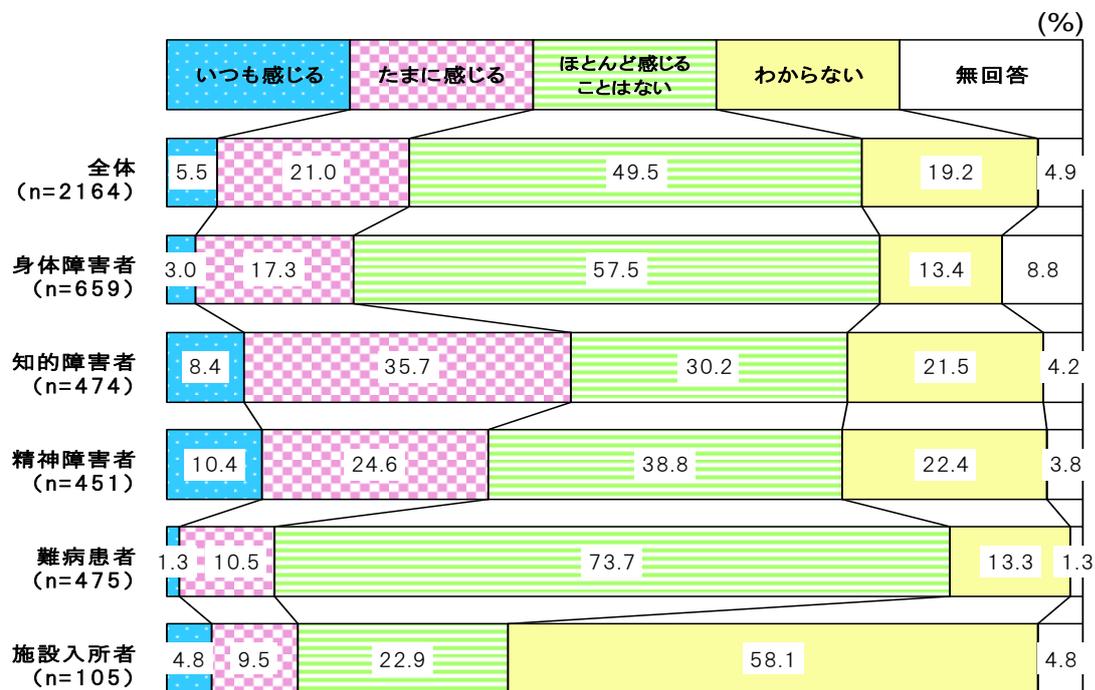
「区からの情報提供を増やす」、「家族等の休養目的のショートステイを充実させる」、「家族等に対する相談体制を充実させる」などが多く挙がっています。

(%)

区	身体障害者 (n=341)	知的障害者 (n=422)	精神障害者 (n=207)	難病患者 (n=172)	児童発達支援 事業利用者 (n=127)
区からの情報提供を増やす	29.3 (2位)	33.6 (3位)	23.2 (3位)	27.9 (2位)	58.3 (1位)
家族等の休養目的のショートステイを 充実させる	25.8 (3位)	48.1 (1位)	11.6	22.1	40.9 (2位)
家族等に対する相談体制を充実させる	22.9	35.5 (2位)	24.6 (2位)	25.0 (3位)	30.7
障害特性の理解や、適切な対応をする ための知識・方法を学ぶ家族向けプロ グラムを実施する	11.4	21.8	20.3	12.2	40.2 (3位)
家族同士の交流や情報交換の場・機会 をつくる	10.6	19.0	12.1	7.0	26.0
その他	3.8	4.7	2.9	1.2	1.6
特になし	14.1	9.7	15.0	6.4	13.4
無回答	31.7 (1位)	13.7	42.0 (1位)	43.6 (1位)	3.1

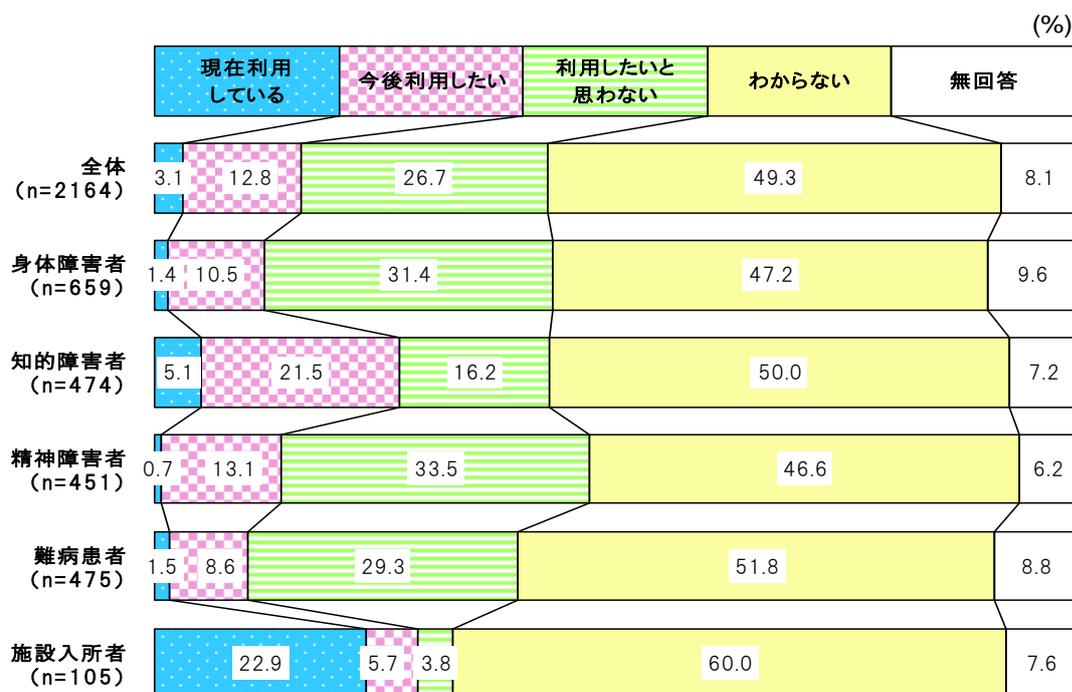
## (5) 差別や人権侵害

“差別や人権侵害を受けていると感じる”(「いつも感じる」「たまに感じる」の合計)は、身体障害者が20.3%、知的障害者が44.1%、精神障害者が35.0%、難病患者が11.8%、施設入所者が14.3%となっています。



## (6) 成年後見制度の利用意向

「今後利用したい」と回答した方は、知的障害者で21.5%と最も多く、次いで精神障害者が13.1%、身体障害者が10.5%となっています。



---

## 第2章 基本理念と計画の構成

---

### 1 基本理念

---

障害のある方の一人ひとりの人権を尊重し、どんなに障害が重くとも、地域のなかで自立して暮らし続けることができる共生社会をめざします。

### 2 計画策定の視点

---

基本理念の実現のため、「あんしん」「いきがい」「つながり」の3つの視点を横軸とし、さまざまな施策を進めます。

#### ① あんしん

---

だれもが安心して暮らすことができるよう、必要な支援や仕組みを整備します。

---

#### ② いきがい

---

いきがいをもって暮らし、豊かな生活を送ることを支援します。

---

#### ③ つながり

---

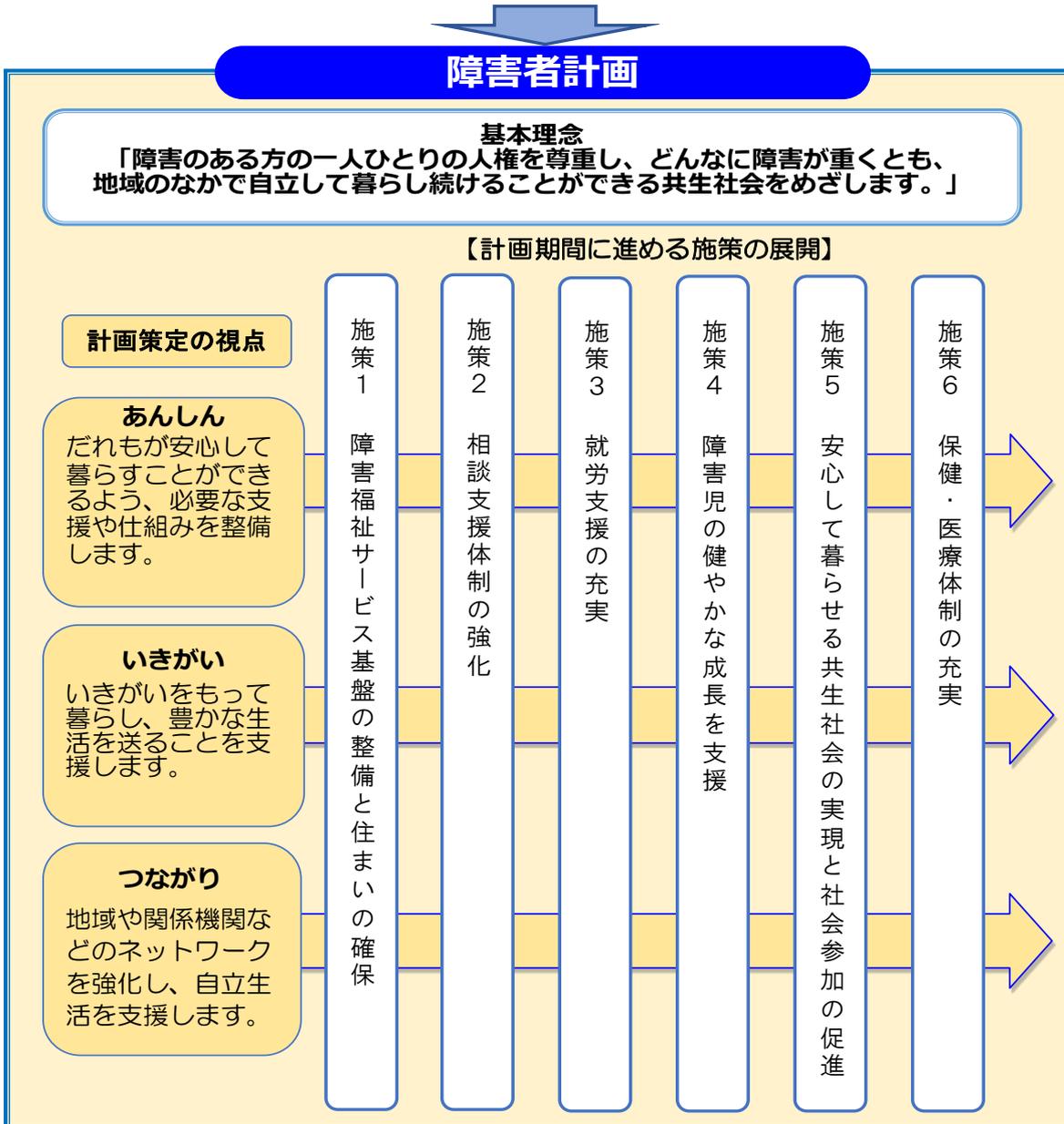
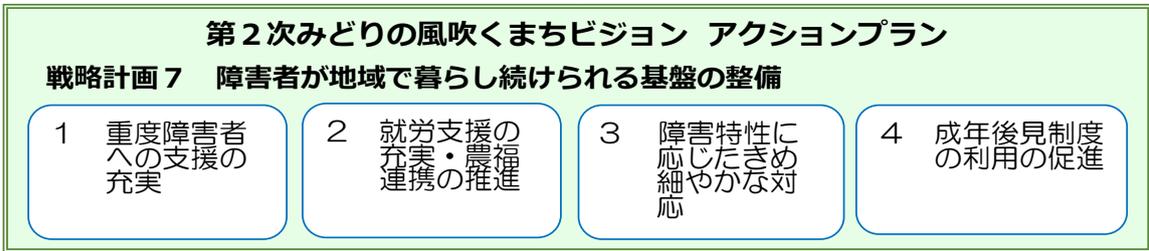
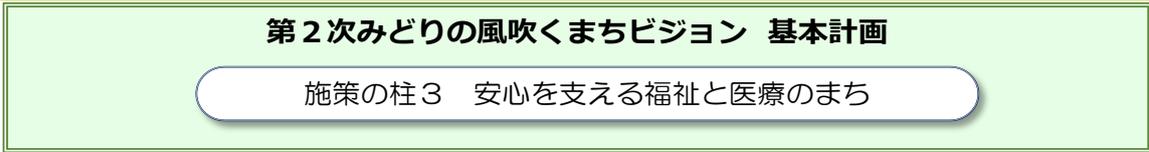
地域や関係機関などのネットワークを強化し、自立生活を支援します。

---

#### 「自立」とは

単に、「就労による自立」「日常生活の自立」「社会生活の自立」という形態的なことだけでなく、「障害のある方が、自らまたは支援により意思を表明することで、それぞれの障害特性に合わせた生き方を実現することや、その存在が社会を成熟させる力となること」を意味します。

### 3 施策の体系



## 第3章 計画期間に進める施策の展開

### 施策1 障害福祉サービス基盤の整備と住まいの確保

#### ●● 現状と課題 ●●

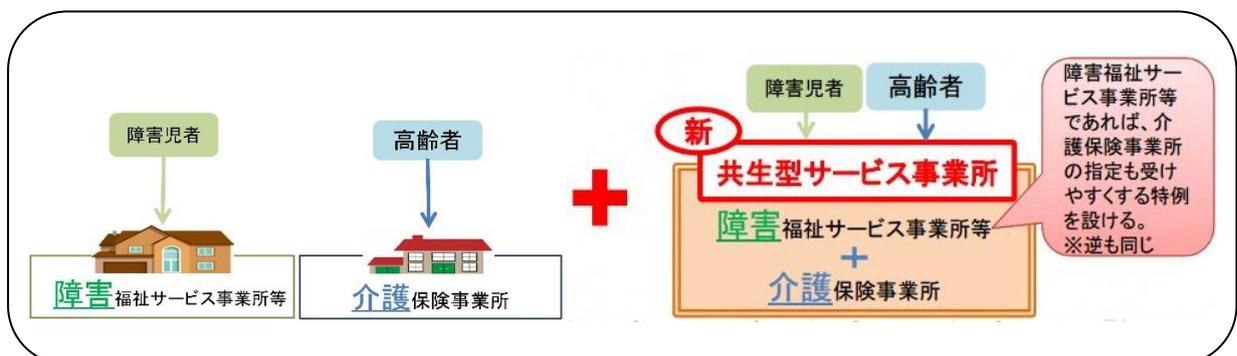
- 障害者基礎調査によると、障害福祉サービス利用者の重度化・高齢化について、「利用者的高齢化が進んでいる」と回答した事業所が51.5%、「利用者の障害の重度化が進んでいる」と回答した事業所が30.2%となっています。障害者の重度化・高齢化、家族の高齢化が進むなか、地域で安心して暮らし続けられるよう、サービス基盤の整備を進めていく必要があります。
- 障害者の重度化・高齢化、「親亡き後」を見据え、地域生活支援拠点の整備が求められています。平成30年4月に、区立障害者地域生活支援センターと大泉つつし荘・しらゆり荘を中心に、民間事業所と連携した「面的整備型」の運用を開始しています。今後、相談や緊急時の受入れ等を1つの拠点で対応する「多機能拠点整備型」の整備を含め、体制のさらなる強化が必要です。また、重度障害者が通所できる日中活動の施設の整備とともに、通所する障害者の高齢化等に対応する必要があります。
- 医療的ケアが必要な障害者（児）では、訪問診療や訪問看護などを受けながら地域で暮らす方も増えています。家庭で長時間医療的ケアをしている家族の負担軽減も求められています。
- 福祉施設に入所している障害者や精神科病院の長期入院患者が、退所・退院して地域で生活するため、地域移行支援に取り組んでいます。障害状況に応じて、グループホームや民間賃貸住宅などの住まいが必要です。平成31年4月に居住支援協議会を設置し、同年6月から住まい確保支援事業を開始しました。障害者が地域で暮らし続けられるよう、住まいの確保に加え、生活をサポートできる体制づくりが求められています。
- 障害者の地域生活を支える障害福祉サービスには、「居宅介護」「重度訪問介護」などの訪問系サービスや就労支援などの通所系サービス、ショートステイやグループホームなどの居住系サービスがあり、現在、約600事業所がサービスを提供しています。障害者の高齢化も進むなか、事業所の人材不足や職員のスキル向上は、障害福祉サービスを支える事業所が抱える大きな課題であり、人材確保・人材育成の支援が求められています。

## 施策の方向性と取組内容

### (1) 重度化・高齢化への対応を強化

- 石神井町福祉園用地で整備予定の重度障害者グループホームに、ショートステイと相談機能を付加した「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点を整備します。 **新規**
- 区立障害者地域生活支援センターと区立障害者グループホームを中心に、民間事業所と連携して、相談や緊急時の受入れなどの機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点の運用状況を検証し、支援体制の充実を図ります。
- 旧高野台運動場用地を活用し、民設民営方式により福祉園を整備します。 **新規**  
併せて、今後、重度障害者の利用が増えていくことを見据え、重症心身障害児(者)通所事業を実施します。
- 障害者の重度化や高齢化に対応するため、区立福祉作業所の機能を拡充し、「生活介護」事業を開始します。 **新規**
- 障害者が高齢になっても身近な場所でサービスを受けられるよう、ホームヘルプ(居宅介護)、デイサービス(生活介護)、ショートステイ(短期入所)を対象とした「共生型サービス」を実施します。サービス向上に向けて、障害福祉サービス事業所と介護保険事業所の連携を進めます。
- 医療的ケアをしている家族の負担軽減のため、区内の医療機関を活用して、医療的ケアに対応したショートステイを整備します。 **新規**

### <共生型サービスのイメージ>



出典：厚生労働省

音声コード

## (2) 地域移行の促進

- 長期入院している精神障害者や施設入所者の実態把握に努め、障害者地域自立支援協議会などを通じて課題を整理し、保健相談所や総合福祉事務所、地域生活支援センター、医療機関、障害福祉サービス事業所等が連携して、地域移行の促進に取り組みます。

## (3) 住まいの確保・地域生活の継続

- 民間事業者による重度障害者グループホームの整備を促進し、運営を支援します。また、中軽度障害者グループホームの整備など住まいの確保に取り組みます。
- 不動産団体や居住支援法人と連携し、障害者の民間賃貸住宅への入居を支援します。**新規**
- 「自立生活援助」事業を実施する事業所の拡充と利用促進を図り、一定期間生活支援を受けることで、安定した地域生活が送れるよう支援します。
- 急病等の緊急事態における単身障害者の不安を解消するため、在宅生活あんしん事業を拡充します。

## (4) 障害福祉サービス事業所の人材確保・人材育成

- 練馬障害福祉人材育成・研修センターと練馬介護人材育成・研修センターを統合し、(仮称)福祉人材育成・研修センターを創設します。**新規**
- 高次脳機能障害や難病など、様々な特性にも適切に対応できるよう、人材育成を進めます。
- 専門性が求められる支援や多様なニーズへの対応力向上のため、障害福祉サービス事業所職員の資格取得の助成を拡充します。

- ハローワーク等の就労支援機関との連携を強化し、求人・採用活動に関するセミナーを充実することにより、区内で必要とされる福祉人材の安定した確保に取り組みます。
- 職場環境を整え、働きやすい職場とするため、コンサルタントの派遣等を行う人材確保支援事業を実施します。 **新規**
- 効率的・効果的な事業所運営、利用者支援ができるよう、ICT（情報通信技術）を活用した業務改善の取組を支援します。

---

【施策1に記載の用語説明】

- ・「地域生活支援拠点」…地域の障害者に対する相談や緊急時の受入れ・対応等を行う支援拠点。居住支援機能（相談、緊急時の受入れ・対応、体験の機会・場の提供や地域の体制づくり等）をグループホーム等と一体的に行う「多機能拠点整備型」と、地域における複数の機関が機能分担する「面的整備型」がある。
- ・「居住支援協議会」…障害者や高齢者、ひとり親家庭など、住宅の確保に特に配慮を要する方の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進に関する協議を行うための会議
- ・「住まい確保支援事業」…年齢や身体状況などの理由により賃貸住宅物件探しが困難な方を対象に、区が不動産関係団体と連携して、民間賃貸住宅の空き室情報を提供するサービス
- ・「ショートステイ」…障害者総合支援法に規定する「短期入所」のこと。自宅で介護する方が病気の場合等に、施設で短期間、入浴、排せつ、食事等の介護を行う障害福祉サービス。介護者にとってのレスパイトサービス（休息）の役割も担っている。
- ・「グループホーム」…障害者総合支援法に規定する「共同生活援助」サービスを提供する居住の場。共同で暮らし、世話人などが相談や食事などの介護を行う。
- ・「生活介護」…障害者総合支援法に規定する、常に介護を必要とする障害者に対して日中に入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに創作的活動・生産活動の機会を提供する障害福祉サービス
- ・「共生型サービス」…高齢者と障害者が同一の事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障害福祉両方の制度に位置付けられたサービス
- ・「居住支援法人」…改正住宅セーフティネット法に基づき、住宅確保要配慮者に対して、賃貸住宅への入居に係る情報提供や相談、見守りなどの生活支援を行う法人
- ・「自立生活援助」…障害者総合支援法に規定する、福祉施設等から単身生活となった障害者へ相談や助言等の支援を行う障害福祉サービス
- ・「高次脳機能障害」…脳卒中や交通事故などで脳が部分的に損傷を受け、言語、思考、記憶、学習等の面で起こる障害

## 施策 2 相談支援体制の強化

### ●● 現状と課題 ●●

- 平成 27 年度から令和元年度までの5か年で障害者数は 10.2%増加しており、令和元年度末時点で 33,015 人となっています。また、総合福祉事務所、保健相談所、障害者地域生活支援センター、こども発達支援センターに寄せられる相談件数も、令和元年度までの5か年で 3.8%増加しています。本人だけではなく、介助・援助する家族からの相談も寄せられており、家族も含めた相談支援の充実が必要です。
- 障害福祉サービスの利用にあたっては、「サービス等利用計画」の作成が義務付けられており、平成 30 年度末時点で作成率 100%になっています。「一人ひとりに合った対応」や「幅広い情報提供」を望む声も多く、高次脳機能障害や難病など、多様な障害特性に応じた適切なサービスを提供できるよう、専門性や質の向上が求められます。また、障害者の高齢化に伴い、介護保険サービスのケアマネジャー等との連携も必要になっています。
- 疾病や障害、介護、子育てなど、複合的な生活課題を抱える世帯に対しては、各分野の関係機関の連携が不可欠です。また、ひきこもりや大人の発達障害など、近年、広く認知されるようになってきた課題に対しては、本人や家族に寄り添った継続的な支援が必要です。関係機関が連携を強化し、それぞれの専門性を活かしながら丁寧に支援していくことが求められます。

#### <障害者福祉に関する主な相談窓口一覧>

相談窓口	内容
総合福祉事務所（4所） 【練馬・光が丘・石神井・大泉】	障害福祉サービスや手帳の申請、生活上の問題についての相談窓口
保健相談所（6所） 【豊玉、北、光が丘、石神井、大泉、関】	からだやこころの健康に関する相談、子育て相談、精神障害者保健福祉手帳の取得等の相談窓口
障害者地域生活支援センター（4所） 【豊玉、光が丘、石神井、大泉】	基幹相談支援センターとして、地域の相談支援における中核的役割を担うほか、日常生活における相談や計画相談支援（サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施）の相談窓口
こども発達支援センター	0歳から18歳までの児童を対象とした発達相談・医療相談の相談窓口
特定相談支援事業所（37事業所 ※）	計画相談支援（サービス等利用計画の作成、モニタリングの実施）を行う相談窓口
障害児相談支援事業所（17事業所 ※）	障害児相談支援（障害児支援利用計画の作成・モニタリングの実施）を行う相談窓口

※令和 2 年 4 月 1 日現在の事業所数

## 施策の方向性と取組内容

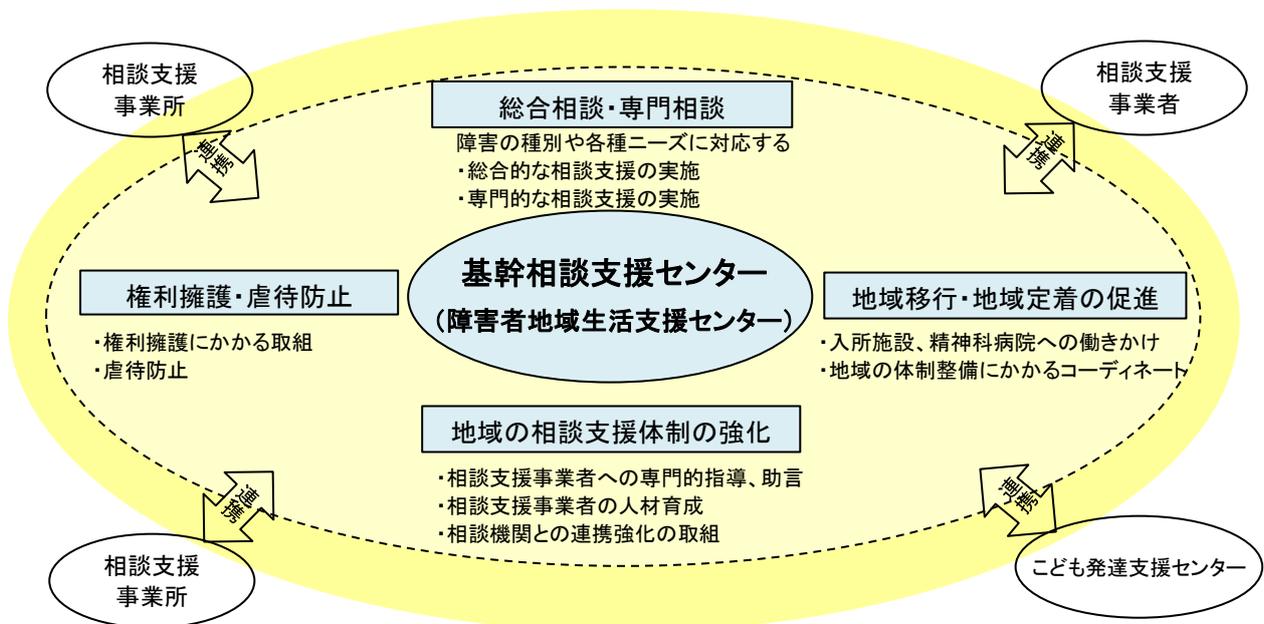
### (1) 民間「計画相談支援」事業所の拡充

- 相談件数の増加に対応できるよう、民間の「計画相談支援」事業所の増設に取り組みます。
- 多様化するニーズに適切に対応できるよう、事例検討や情報共有を図るため連絡会を開催するなど、基幹相談支援センターによる相談支援専門員の質の向上に取り組みます。基幹相談支援センターを中心として、当事者だけでなく、家族支援も含めた相談支援体制の充実を図ります。

### (2) 重度化・高齢化への対応を強化

- 区立障害者地域生活支援センターと区立障害者グループホームを中心に、民間事業所と連携して、相談や緊急時の受入れなどの機能を担う「面的整備型」の地域生活支援拠点の運用状況を検証し、支援体制の充実を図ります。(再掲)
- (仮称)福祉人材育成・研修センターの研修や地域ケア会議での個別ケース検討等を通じて、障害分野と高齢分野の相互理解を深め、障害福祉サービスの相談支援専門員と介護保険サービスのケアマネジャーの関係を強化します。

### <基幹相談支援センターのイメージ>



### (3) 障害特性に応じたきめ細やかな対応

- 精神疾患の未治療者や治療を中断した精神障害者を、適切な治療やサービスにつながられるよう、地域精神保健相談員による訪問支援（アウトリーチ）事業を充実します。
- 主な相談支援機関の連携を強化するとともに、個別支援会議やネットワーク会議において臨床心理士等のスーパーバイザーを活用した支援検討を行うなど、成人期の発達障害者への相談支援の充実を図ります。 **新規**
- SNS 等を活用して、当事者や介助・援助者が求める障害福祉サービス等の情報提供を充実します。

### (4) 関係機関の連携強化

- 総合福祉事務所に配置した福祉・保健相談窓口を調整するコーディネーターを中心に、関係機関と連携し、本人や家族の高齢化、生活の困窮など複合的な課題に同時に直面する世帯への支援を充実します。
- 悩みや課題を抱えたまま支援につなげていない世帯が地域の中で孤立しないよう、関係機関や地域団体等と連携・協力して見守るとともに、個々の状況に応じて必要な支援につなぎます。
- 調整困難ケースへの対応事例合同研修会の開催により、専門機関・関係団体等との連携による課題解決に取り組みます。

---

#### 【施策2に記載の用語説明】

- ・「サービス等利用計画」…障害福祉サービスを利用するにあたり作成が必要な計画のこと。計画相談支援事業所が生活状況や本人の意向などから作成し、適切なサービスの利用につなげていく。
- ・「発達障害」…自閉症、アスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥多動性障害等の障害の総称。コミュニケーションに困難性を感じる人が多いなどの特徴がある。
- ・「基幹相談支援センター」…総合的・専門的な相談支援や、地域の民間相談支援事業者への指導・助言などを行う。区では、区内4か所の区立障害者地域生活支援センターを基幹相談支援センターとしている。
- ・「スーパーバイザー」…社会福祉施設等において、ケースの援助のあり方などを、支援者に対して具体的に指導していく人
- ・「SNS」…Social Networking Service（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）の略。インターネットを介して人と人とのつながりを促進、サポートするスマートフォンやパソコン用の Web サービスの総称。Twitter（ツイッター）や Facebook（フェイスブック）などがある。

## 施策3 就労支援の充実

### 現状と課題

- 障害者基礎調査によると、18～64歳の非就労者で就労意向のある方（「働きたい」「働きたいが、働けないと思う」と回答）は約4割から6割となっています。就労ニーズは多様化しており、個々の障害特性や健康状態に応じた働き方が求められています。
- 一般就労では、区内障害者の就労支援機関からの新規就職者数が、平成29年度から令和元年度まで200人を超えており、特に精神障害者の就職者数は半数以上を占めています。今後も能力や適性に応じた専門的な就労支援の充実が必要です。
- 新規就職者が伸びている一方、就労後1年以内に約1割の方が離職しています。就労の初期の段階では、職場でのコミュニケーションへの不安や体調の維持・管理といった生活面の課題への支援が必要です。障害者雇用の知識や経験のない企業では、職場の理解や環境調整などの課題があり、障害者と雇用者双方の不安を解消する取組が求められています。
- 福祉的就労では、区内の「就労継続支援B型」事業所における工賃の平均月額が国や東京都に比べ低い状況にあります。適性に応じて能力を発揮し、働いた対価を実感できるよう、工賃の向上を引き続き図っていくことが必要です。また、高齢化する通所者の「働きたい」という思いに応えることも求められています。
- 練馬区では大都市東京の都心近くに立地しながら、生活と融合した「生きた農業」が営まれており、練馬ならではの農を活かした取組が求められています。

#### <就労継続支援B型事業所 平均工賃（平成30年度実績）>

国	東京都	練馬区
月額 16,118 円	月額 16,078 円	月額 11,795 円

## 施策の方向性と取組内容

### (1) 一般就労の促進

- 福祉施設や障害者就労支援センター（レインボーワーク）等から、年間 200 人程度が就職できるよう支援します。
- レインボーワーク作成の就労支援マニュアルを充実し、区内の就労支援事業所で構成する就労支援機関ネットワークにおいてマニュアルの積極的な活用を図り、多様な障害特性に対応した就労支援を進めます。
- 就労を希望する方に行う職業相談や職業能力評価を活用し、適性や能力、就労生活上の課題などを明らかにするなど、レインボーワークにおける個別支援の取組を充実します。
- レインボーワークやハローワーク、特例子会社等の関係機関が連携し、区内企業に対し雇用支援セミナーを開催するなど、障害理解と雇用促進を強化します。また、作業適性に合わせた仕事の切り出しや簡易作業の提供、短時間就労など、就労支援機関による区内企業への働きかけを更に行い、障害特性や個々の能力に応じた多様な働き方の創出を支援します。

### (2) 就労継続のための支援

- 障害者が安心して働き続けられるよう、就労と生活の一体的な支援を行う「就労定着支援」事業を実施するとともに、レインボーワーク等の関係機関のネットワーク強化を図り、職場定着支援を充実します。
- 就職者の早期離職を防ぐため、レインボーワークにおいて、就労の初期段階で短期間集中的に職場を訪問し、面談等を通じて、就職者と雇用者双方が抱える不安や悩みの解消、課題解決や職場環境の調整、障害理解の醸成などを行う初期集中支援事業を実施します。 **新規**

### (3) 福祉的就労の充実

- 「就労継続支援B型」事業所の販路拡大や商品開発力等を強化するため、経営コンサルタントの派遣事業を実施し、工賃の向上を図ります。 **新規**
- 請負業務を共同で受注する体制を引き続き実施し、受注を増やすことで、工賃の向上と就労意欲の喚起を図ります。
- 障害者の重度化や高齢化に対応するため、区立福祉作業所の機能を拡充し、「生活介護」事業を開始します。 **新規**（再掲）

### (4) 農福連携の推進

- 練馬ならではの農を活かし、障害者による農作物の収穫や加工・販売作業を拡充することで、障害者が働ける場の確保を図ります。また、障害者施設と農業者等が協働で行う福祉連携農園を始めます。 **新規**

---

#### 【施策3に記載の用語説明】

- ・「工賃」…福祉施設で働く利用者に、製品販売等の売上から支払われる金銭
- ・「練馬区障害者就労支援センター(レインボーワーク)」…障害者就労支援を行う専門機関。就職支援や職場定着支援、障害者を雇用する企業への支援を行っている。
- ・「就労支援機関ネットワーク」…レインボーワーク、区内就労移行支援事業所、区内就労継続支援A型およびB型事業所を構成員とするネットワーク会議。一般就労の促進、福祉的就労の充実の取組を検討・実施している。
- ・「就労定着支援事業」…障害者総合支援法に規定する、一般就労した障害者の相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や、課題解決に向けて必要となる支援を行うサービス
- ・「農福連携」…担い手の高齢化が進む農業分野と、障害者の働く場の確保を求める福祉分野との連携による取組

## 練馬区における「農福連携」



## ～農福連携を推進～

練馬区の農地面積は 200 ヘクタールを超え、東京 23 区にある農地の約4割を占めています。人々が暮らす住宅地の中に農地が点在し、市民生活と融合した「生きた農業」が営まれています。

区内の障害者施設では、農業者から野菜を仕入れて販売したり、地元農産物を利用した商品をつくったりしてきました。平成 28 年度頃から、大泉地区の飲食店や農業者のグループからの提案により、障害者施設と生産農家との交流が始まりました。農園・障害者施設の相互訪問や意見交換会などを通じて、農福連携の取組がさらに進んでおり、農業は、障害者が自分の得意分野を生かせる場にもなっています。



## ～区内の農福連携の取組事例～

- ① 障害者施設の施設外就労として、施設利用者が農園に出向き、農作業をしています。トマト農園では、障害のある方々がトマトの収穫や脇芽取りなどの作業に熱心に取り組んでいます。
- ② 西庁舎1階にある喫茶コーナー「我夢舎楽(がむしやら)」では、練馬産新鮮野菜を販売しています。来庁者に人気で、すぐに売り切れることもあります。
- ③ 練馬産野菜や果物を加工した商品を製造、販売しています。地元の野菜を使ったスープやピクルス、ブルーベリーを使ったスイーツなど、それぞれの施設が工夫をこらしています。

## 施策4 障害児の健やかな成長を支援

### 現状と課題

- 発達障害への社会的認知度も高まり、こども発達支援センターに寄せられる相談件数は、令和元年度までの5か年で17.8%増加しています。障害児支援においては、ライフステージに応じた切れ目のない支援を実現するため、保健・医療・福祉・保育・教育等が連携した支援が重要です。そのため、早期に適切な支援につなげる相談支援体制、早期療育体制の充実が必要です。
- 平成30年11月に、喀痰吸引・経管栄養・導尿等の医療的ケアが必要な障害児の早期療育を実施し、就労を希望する保護者への支援が行えるよう障害児保育園へレン中村橋を開設しました。障害が重くとも、地域で安心して暮らし続けるために、外出が困難な重度障害児の療育や医療的ケアへの対応が求められています。
- 教育現場では、区立小・中学校全校での特別支援教室の開設やスクールカウンセラーの配置など、支援体制の整備を進めています。成長段階に合わせて、ニーズに合った適切な支援を切れ目なく提供できるよう、教育と福祉の連携強化が必要です。
- 障害者基礎調査によると、介助・援助するにあたって困っていることでは、「精神的な負担が大きい」が34.6%と、最も多くなっています。また、家族等の休養を目的とした支援を望む声も多くあります。家族が抱える悩みや不安を受け止め、心身の負担軽減を図るため、保護者や兄弟姉妹に寄り添った支援が求められています。

<家族等支援として区に充実してほしい施策（複数回答）>

（単位：％）

区 分	児童発達支援事業利用者 (n=127)
区からの情報提供を増やす	58.3（1位）
家族等の休養目的のショートステイや一時保護を充実させる	40.9（2位）
家族等に対する相談体制を充実させる	30.7
障害特性の理解や、適切な対応をするための知識・方法を学ぶ家族向けプログラムを実施する	40.2（3位）
家族同士の交流や情報交換の場・機会をつくる	26.0

出典：令和元年度障害者基礎調査報告書

音声コード

## 施策の方向性と取組内容

### (1) 早期発見・早期療育の充実

- こども発達支援センターの支援体制を充実し、受付から相談までの待機期間を短縮するとともに、保健相談所等と連携し、きめ細やかな相談支援や通所訓練などの取組を推進します。
- 障害児が、通所する保育所等で適切な生活が送れるよう、専門的な助言を行う「保育所等訪問支援」事業を拡充し、障害児の早期療育体制を充実します。

### (2) 重度障害児への支援の充実

- 医療的ケアを要する重症心身障害児を受け入れる「放課後等デイサービス」事業所を拡充します。
- 外出が困難な重度障害児の家庭でのサポートを強化するため、「居宅訪問型児童発達支援」事業を充実します。
- 医療的ケア児等に関するコーディネーターを中心に、関係機関が連携し、児童の成長発達や家族の負担軽減など、医療的ケア児への支援を充実します。

### (3) 教育と福祉の連携

- 関係機関の役割分担や課題の整理を行うため、教育機関と障害児支援機関による協議の場を設置し、障害児の状況や発達段階に応じた専門的なサポートを充実します。
- 医療的ケア児が安心して学校・幼稚園・保育園等に通い続けられるよう、関係機関の連携により、障害福祉サービスや医療的ケアが一体的に提供される仕組みを充実します。

#### (4) 家族への支援

- 家族の負担軽減を図るため、こども発達支援センターにおいて、障害児一時預かり支援事業を実施します。 **新規**
- 障害児の兄弟姉妹をもつ子どもたち同士の交流の場を創設し、不安解消や障害への理解に取り組みます。 **新規**
- 保護者の障害理解の促進や情報提供の充実を図るため、区民向け講演会や学習会などを充実します。
- 発達障害児(者)を育てた経験のある、同じ親の立場から支援を行っているペアレントメンターとともに、相談や交流、障害理解の啓発などの家族支援事業を実施します。 **新規**

---

#### 【施策4に記載の用語説明】

- ・「特別支援教室」…通常の学級での集団学習だけでは学校生活に適応が難しい児童・生徒が、在籍学級から校内に設置された特別支援教室へ移動し、各学校を巡回する専任の教員から特性に応じた必要な指導を受ける制度
- ・「スクールカウンセラー」…児童・生徒へのカウンセリング、教員・保護者に対する指導・助言を行うとともに、児童・生徒へのカウンセリングに関する情報収集・提供、関係機関との連携を行う心理の専門職
- ・「保育所等訪問支援」…児童福祉法に規定する、保育所等を訪問し障害児やスタッフに対して障害児が集団生活に適応するための専門的な支援を行うサービス
- ・「放課後等デイサービス」…児童福祉法に規定する、療育を行う必要があると認められた就学児を対象に放課後や夏休み期間等に生活能力向上のための訓練や社会との交流の機会を提供するサービス
- ・「居宅訪問型児童発達支援」…児童福祉法に規定する、重度の障害等により障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児に対して日常生活における基本的な動作の指導等を行うサービス
- ・「ペアレントメンター」…発達障害やその可能性のある子どもの子育て等に悩む親に対し、発達障害児(者)の養育経験がある同じ立場の親のこゝろ。ペアレントメンターが相談や情報提供、適切な機関へつなぐなど、「同じ立場の親による親支援」を行う。

## コラム 「きょうだい児」支援について



～「きょうだい児」とは～

障害児を兄弟姉妹にもつ子どもたちのこと。  
当事者とボランティアで作る支援団体や親  
同士の集まりなど、「きょうだい児」を支援する  
活動が広がりつつあります。



～悩みや不安など～

- 「きょうだい児」の声にはいろいろなものがあります。
- ・家族みんなでいろんな場所にたくさん出かけたけれど、なかなか出かけられない。
  - ・習い事をしてみたいけれど、親が送り迎えしないといけなからできない。
  - ・親が学校の行事に来てもらえないことがあって、さびしい。
  - ・自分のことを後回しにされたりすると、きょうだいを優先しているように感じる。
  - ・親に注意されるのはきょうだいではなく、いつも自分。我慢しないといけなからストレスがたまる。
  - ・自分が大人になった時、きょうだいの面倒を見ないといけなから不安を感じる。



～支援の必要性～

障害児の健やかな成長には、介助・援助するご両親や兄弟姉妹への支援が欠かせません。特に、兄弟姉妹は自らも成長・発達途上にあるため、心のケアも含めた丁寧なサポートや何でも話せる仲間が必要です。

「きょうだい児」の不安解消や障害理解を進めることで、障害児自身の健やかな成長にもつながります。

## 施策5 安心して暮らせる共生社会の実現と社会参加の促進

### 現状と課題

- 平成28年に障害者差別解消法や成年後見制度利用促進法が施行され、区は、周知・啓発、合理的配慮の提供、成年後見制度の利用支援などの取組を推進してきました。障害者基礎調査によると、「差別を受けていると感じたことがある」と回答した方が26.5%、「成年後見制度を知らない」と回答した方が41.3%となっています。あらゆる場面で障害者の権利が守られるよう、さらに権利擁護の取組を推進していく必要があります。
- 近年、全国で発生している自然災害などにより、災害に対する懸念や不安の声が増えています。区では、災害に備えて、避難行動要支援者名簿の更新や福祉避難所の確保に取り組んでいます。災害時においても、障害者が安心して生活を送るために、支援体制の強化が必要です。
- 障害者が安心して自由に外出するために、駅や建築物等のバリアフリー化を着実に進めています。ハード面の整備に加えて、ICT（情報通信技術）なども活用した情報のバリアフリー化やユニバーサルデザインの促進など、安心して暮らせるまちづくりが求められています。
- 障害者の社会参加を支援するため、手話通訳者の設置場所の拡大や移動支援事業の実施、リフト付きタクシー利用の助成などに取り組んでいます。さまざまな社会活動の中から、自分が望むものを自分で選べるよう、障害特性に応じた情報提供やコミュニケーション支援、社会参加を後押しする支援者の育成が必要です。
- 区では、子どもや高齢者、障害のある方、外国人など、様々な人がともに暮らせる地域社会を実現するために、スポーツや音楽、アートを楽しみながら、お互いに交流し、理解を深めることができる、ねりまユニバーサルフェスを開催しています。福祉施設においても、イベントや製品販売などを通じて地域住民との交流を広げています。誰もが個性や能力を発揮し、地域の一員として生き生きとした生活を送るために、文化、スポーツ活動、学びの機会など、多様な社会参加の場が必要です。

## 施策の方向性と取組内容

### (1) 権利擁護の推進

- 障害者差別に関する相談について、適切に窓口につながるよう、障害当事者および事業者向けのリーフレットを作成するとともに、民間事業者への出張講座を拡充し、障害者差別解消の理解を深める取組を推進します。
- 障害者差別解消支援地域協議会などを通じて課題を整理し、障害者福祉に関わる地域団体や事業者との協働で、障害理解の促進を図ります。
- 練馬区社会福祉協議会の権利擁護センター「ほっとサポートねりま」を中核機関として、地域連携ネットワークを構築し、成年後見制度等の利用支援を強化します。
- 関係機関のネットワークを強化し、障害者虐待の早期発見・早期対応、再発防止の取組を進めます。

### (2) 安全・安心を支えるまちづくり

- 障害福祉サービス事業所と介護サービス事業所が連携した福祉避難所訓練を実施し、災害時の安全対策を進めます。
- 福祉避難所の拡充に取り組むとともに、福祉避難所に指定している各施設には、障害特性や感染症に配慮した備蓄物資の配備に努めます。
- 外出時や災害時等に手助けを求めるツールである「ヘルプカード」「ヘルプマーク」について、様々な機会を捉えて普及啓発に取り組みます。
- 転落を防ぐためのホームドアの設置等、駅のバリアフリー化を促進するとともに、主要な公共施設と最寄り駅を結ぶアクセスルートの整備に取り組みます。

- 店舗、診療所、共同住宅の共用部について、スロープや手すりの設置などの改修に必要な費用の一部を助成し、既存建築物のバリアフリー化を促進します。また、施工事業者の育成および情報提供を行うとともに、バリアフリー法に基づく認定制度の周知等を充実します。
- ユニバーサルデザインの考え方を広げていくため、ユニバーサルデザインに関する必要な知識や技術を学ぶことができる講座を地域で開催します。また、ユニバーサルデザイン体験教室の実施校を中学校まで拡大することで、ユニバーサルデザインについて継続的に学ぶ機会を拡充します。
- 練馬区バリアフリーマップの情報発信にあたり、技術の進展を踏まえた使いやすい情報の提供や掲載施設の拡充に取り組みます。

### (3) 障害者の社会参加を支援

- SNS 等を活用した地域のイベント情報などの発信や、障害者地域生活支援センターによる社会参加プログラムの充実に取り組みます。
- 精神障害者の社会参加と地域理解の促進を図るため、安心して立ち寄れる地域の居場所に関する情報を集約し、発信していきます。
- タブレット端末等を活用した遠隔手話通訳を実施し、聴覚障害者への情報提供を充実します。 **新規**
- 聴覚障害や知的障害、発達障害、失語症など、コミュニケーションに支障のある方の特性に応じた意思疎通支援の充実に取り組みます。
- リニューアルされた「つながるカレッジねりま」の卒業生や練馬区社会福祉協議会で取り組んでいる地域福祉協働推進員（ネリーズ）等とともに、自主的な地域福祉活動を進め、身近な場所での社会参加のきっかけづくりに取り組みます。

- 区立図書館において、点字、拡大図書および音声読み上げ対応等の電子書籍など、円滑な利用に向けたサービスの拡充に取り組みます。
- 区民、地域団体、関係機関との協働で、身近な場所での障害者スポーツ教室の実施や個々の障害状況に応じた学びの機会を充実します。また、障害者文化芸術推進法の基本理念を踏まえ、区内の大学や文化施設と連携するなど、文化・芸術活動の振興に取り組みます。
- 相互理解と共生の地域社会づくりを推進するため、誰もが参加できるスポーツ、音楽、アートのイベント「ねりまユニバーサルフェス」の開催を通して、地域住民との交流を一層進め、お互いの理解を深めます。

---

#### 【施策5に記載の用語説明】

- ・「合理的配慮」…障害のある人が、生活を送る上で社会の中にあるバリアを取り除くために必要な手助けを求めたとき、行政機関や会社、お店などが、負担が重すぎない範囲で対応すること。
- ・「成年後見制度」…障害・高齢などの理由で判断能力が不十分な方のために、本人の意思決定を支援し、生活や財産などの権利を守る制度
- ・「避難行動要支援者名簿」…災害対策基本法に基づき、大地震などの災害が起こったときに自力で避難することが難しく、支援を必要とする方々（避難行動要支援者）を、あらかじめ登録しておく名簿
- ・「移動支援」…障害者総合支援法に基づく、屋外での移動が困難な障害者等に対する外出のための支援
- ・「権利擁護センター「ほっとサポートねりま」」…判断能力が十分でない障害者や高齢者などが住み慣れた地域で安心して生活できるよう、成年後見制度の周知や普及、相談活動を行う機関
- ・「バリアフリー法に基づく認定制度」…病院、店舗などについて、より高い水準のバリアフリー整備誘導基準に適合し、区長の認定を受けたものは、認定建築物であることのPRや容積率の緩和等を利用できる制度
- ・「ユニバーサルデザイン」…あらかじめ、障害の有無、年齢、性別、言語等に関わらず、多様な人々が利用しやすいように、都市や生活環境をデザインする考え方
- ・「地域福祉協働推進員（ネリーズ）」…日々の暮らしの中で、近隣の方達とつながっていくことで、ゆるやかに見守り合い、誰にとっても暮らしやすい地域づくりを目指している地域の方々

## 練馬区障害者団体連合会の活動紹介



### ～障害者団体連合会とは～

練馬区内では、肢体不自由・視覚障害・聴覚障害・知的障害・精神障害などの、当事者や親の会で作る様々な団体が活動を行っています。各障害者団体が相互に連携・協力し、障害者福祉の向上を図ることを目的として、平成 21 年 10 月 1 日に発足しました。



### ～共生社会の実現を目指して～

障害者団体連合会は、障害者フェスティバルへの出展や講演会の開催など、障害理解を深めるための取組を行っています。平成 28 年度からは、障害について広く区民に知ってもらうため、『共に生きよう 練馬で』をテーマに掲げた講演会などを毎年開催し、共生社会の実現に向けた取組を一層進めています。

#### 『共に生きよう 練馬で』

Part1. インクルーシブ教育が題材の映画『みんなの学校』を上映

Part2. 「聴覚障害者の社会生活」を題材にした講演会

Part3. 「精神障害者の地域生活」を題材にした講演会

Part4. 創立 10 周年を記念し、「親子の高齢化 8050 問題」を題材に講演会を開催

また、平成 31 年度から、障害者団体が区立小・中学校へ講師として訪問し、体験・交流などの授業を始めたほか、冊子「やさしいまち～みんながくらしたいまち～」を小学校に配布するなど、児童・生徒への障害理解も進めています。



障害者団体連合会創立 10 周年記念事業  
冊子「やさしいまち～みんながくらしたいまち～」

## 施策6 保健・医療体制の充実

### 現状と課題

- 精神疾患患者は年々増加しており、平成 27 年度から令和元年度までの5か年に、区内の自立支援医療（精神通院）利用者数は約 1.2 倍（令和2年3月末 13,251 人）、精神障害者保健福祉手帳所持者数は約 1.4 倍（令和2年3月末 7,560 人）となっています。一方、未治療や治療を中断してしまう人がおり、その支援が求められています。また、8050 問題に見られるように、福祉や保健の面で複合的な課題を抱える世帯も増えています。
- 精神科病院に入院している患者の6割超は、1年以上の長期入院をしています。退院した方の約3割が半年以内に再入院しているというデータもあります。症状が安定した患者の退院を促進し、地域で安心して生活が送れるよう、医療、福祉、介護、就労等の関係者が連携して在宅生活の支援に取り組むなど、精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- 高齢化の進行に伴い、精神身体合併症（精神疾患と身体疾患の両方に罹患している状況）を伴うケースの増加が見込まれます。また、身体疾患の治療後の対応の不安から一般医療の医療機関に円滑に受け入れられない場合があります。
- 難病については、障害福祉サービスの対象となったことや医療費助成制度の変更、対象者の拡大といった制度改正が行われてきました。これらの周知や患者の不安を軽減する支援が必要です。
- 医療的ケアが必要な障害者（児）では、訪問診療や訪問看護などを受けながら地域で暮らす方も増えています。家庭で長時間医療的ケアをしている家族の負担軽減も求められています。
- 新型コロナウイルス等の感染症が拡大した場合、不安を抱える障害者とその家族だけではなく、障害福祉サービス事業者やサービスを提供する従事者への支援も必要です。一人一人の生活に寄り添ったきめ細やかな支援や現場の実態に合わせた取組が求められています。 本文調整中

## 施策の方向性と取組内容

### (1) 訪問支援体制の強化

- 精神疾患の未治療者や治療を中断した精神障害者を、適切な治療やサービスにつながられるよう、地域精神保健相談員による訪問支援（アウトリーチ）事業を充実します。（再掲）

### (2) 複合的な課題への対応

- 総合福祉事務所に配置した福祉・保健相談窓口を調整するコーディネーターを中心に、関係機関と連携し、本人や家族の高齢化、生活の困窮など複合的な課題に同時に直面する世帯への支援を充実します。（再掲）
- 悩みや課題を抱えたまま支援につながらない世帯が地域で孤立しないよう、関係機関や地域団体等と連携・協力して見守るとともに、個々の状況に応じて必要な支援につなぎます。（再掲）

### (3) 地域移行の促進

- 長期入院している精神障害者や施設入所者の実態把握に努め、障害者地域自立支援協議会などを通じて課題を整理し、保健相談所や総合福祉事務所、地域生活支援センター、医療機関、障害福祉サービス事業所等が連携して、地域移行の促進に取り組みます。（再掲）
- 「自立生活援助」事業を実施する事業所の拡充と利用促進を図り、一定期間生活支援を受けることで、安定した地域生活が送れるよう支援します。（再掲）
- 措置入院者等については、国のガイドラインおよび東京都のガイドラインに基づき、医療機関等の関係機関と連携して退院後支援を強化します。

### (4) 医療体制の確保と各医療機関の連携強化

- 身体合併症を伴う精神疾患患者が適切な治療を受けられるよう、受け入れ可能な医療機関の確保と情報提供に努めるとともに、精神科医療と一般医療との連携を強化します。
- 障害のある方が身近な地域で受診しやすいよう、医療関係者向けの研修を実施するなど、障害特性についての理解啓発を進めます。

(5) 難病患者の支援

- 難病に関する正確な知識の普及と難病患者の不安を軽減するため、講演会を開催するとともに、支援者向けに研修を行います。
- 区報やホームページ等を活用して、難病や難病医療制度、相談窓口、患者・家族の交流会等の周知を図ります。

(6) 医療的ケアを必要とする方への支援

- 医療的ケアをしている家族の負担軽減のため、区内の医療機関を活用して、医療的ケアに対応したショートステイを整備します。 **新規** (再掲)

(7) 新型コロナウイルス等の感染症に係る対策 **調整中**

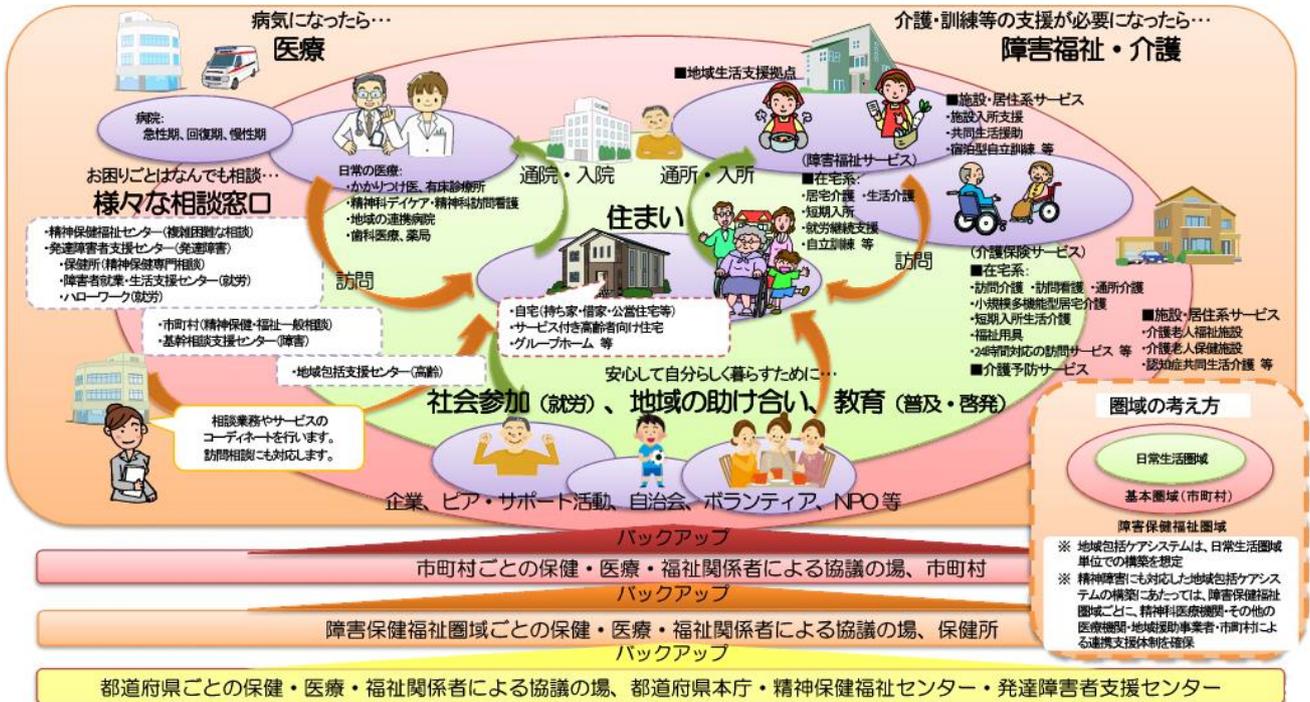
- 障害者やその家族、支援現場の声を受け止め、新型コロナウイルス感染症等の流行状況に合わせて、必要な事業を重点的・機動的に実施します。
- 感染予防物資の備蓄や職員の相互派遣体制の継続など、感染症対策の取組を進めます。

---

【施策6に記載の用語説明】

- ・「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」…精神障害者が地域の一員として、安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加(就労)、地域の助け合い、教育が包括的に確保されたシステム
- ・「8050問題」…80歳代の親が50歳代の子どもの生活を支えるという問題。背景に子どものひきこもりや精神疾患を抱えている場合がある。
- ・「措置入院」…精神疾患があり自傷他害のおそれがある場合で、知事の診察命令による2人以上の精神保健指定医の診察の結果が一致して入院が必要と認められたとき、知事の決定によって行われる入院

# 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築について



出典：厚生労働省

国は、第五期障害福祉計画において、精神障害者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、社会参加、就労、地域の助け合い、教育が包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指すことを基本指針に掲げ、令和2年度末までに、福祉・保健・医療等の関係者による協議の場を設置することとしました。

精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築においては、幅広い分野にまたがる体制整備が求められます。

区では、令和元年度から、練馬区障害者地域自立支援協議会の専門部会（地域包括ケアシステム・地域移行部会）を協議の場として位置づけ、取組を進めています。

音声コード

## 新型コロナウイルス感染症への対応状況（調整中）

### 1 経過

令和2年1月15日に、国内で初めて新型コロナウイルス感染症の感染者が確認されてから、都市部を中心に感染が拡大しました。世界各地で感染が拡大し、世界保健機関（WHO）は3月11日、新型コロナウイルス感染症について、パンデミック（世界的な大流行）に至っている旨を表明しています。

区では、1月30日から全庁的な対策本部を立ち上げ、体制を強化してきました。4月7日の緊急事態宣言の発令に伴い、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、感染拡大の状況に合わせて、様々な対応を図ってきました。

### 2 区の基本的な考え方

区は、対策の基本的な考え方のもと、3つの対策の柱を立て、感染症対策に取り組んでいます。

#### 対策の基本的な考え方

基礎的自治体である区は、新型コロナウイルス感染症から区民の命と健康を守り、生活を支えるため、一人一人の生活に寄り添ったきめ細やかな支援に全力で取り組む。

#### 対策の柱

##### I 感染拡大の防止と医療提供体制の充実

- ① PCR検査体制の構築
- ② 医療提供体制の充実
- ③ 感染者の療養支援
- ④ 保健所体制の強化・維持

##### II 困窮する区民・事業者への支援

- ① 生活困窮者への支援
- ② 妊婦・新生児等子育て家庭への支援
- ③ 中小企業・商店街への支援

##### III 区民生活に不可欠な社会インフラの堅持と社会経済活動を支える方々への支援

- ① 保育環境の確保
- ② 高齢者・障害者へのサービスの確保
- ③ 教育環境の確保

### 3 障害者福祉分野での主な取組

障害者やその家族の日常生活を守るためには、生活に不可欠な社会インフラである障害福祉サービス等を堅持する必要があります。感染対策を講じたうえで事業継続できる体制を整え、社会の根幹を支えている方々を支援しています。

#### ①利用者への支援

- 衛生用品等の緊急調達

医療的ケアが必要な児童への消毒液の配付、優先供給要請

- 利用者負担の助成

特別支援学校や特別支援学級の臨時休業期間中、「放課後等デイサービス」事業や電話・家庭訪問等による相談支援を利用することにより追加的に発生した利用者負担を全額助成

- 在宅障害者等訪問支援事業

感染リスクの心配から在宅を余儀なくされている障害者に対し、相談支援専門員が電話や家庭訪問などにより現状を把握し、健康管理や相談支援を実施

#### ②事業者への支援

- 衛生用品等の緊急調達

障害者支援施設等における感染予防のため、マスクや消毒液を購入・配付、優先供給要請

- 感染予防物資購入経費補助

介護事業所等で感染予防物資（マスク・アルコール・エプロン等）を備蓄するための初期備蓄経費を補助

宿泊を伴うサービス 1 事業所につき 15 万円

短期入所サービス 1 事業所につき 5 万円

居宅サービス 1 事業所につき 10 万円

- ねりいちミニ

障害者施設緊急応援企画として、4/27～5/29 の期間、区役所西庁舎 1 階「我夢舎楽（がむしゃら）」でお菓子や雑貨を販売

- 福祉施設における PCR 検査費用の助成  
障害者入所施設が独自に実施する、新規入所者への PCR 検査の費用を助成（上限額 検査 1 件につき 4 万円）
- 福祉施設における職員の相互派遣  
クラスター発生に伴う職員不足を補うため、法人の枠を超えた職員の相互派遣体制を構築し、応援職員を派遣した施設の運営法人へ区が派遣協力金を交付（1 名につき 30 万円）
- 感染予防アドバイザー派遣  
感染予防の専門職（医師）を障害者支援施設（入所施設）へ派遣し、施設の感染症対策の強化に関する助言を実施
- 介護事業所等特殊勤務手当の補助  
家族介護者の入院等により、自宅に残された障害者（濃厚接触者）にサービス提供を行う介護事業所等への補助（事業者が追加で支払った手当金に対し、従事者 1 人 1 日につき 4,000 円を上限）

### ③従事者への支援

- 介護等従事者特別給付金  
緊急事態宣言発令中に継続してサービスを提供した区内の障害分野の事業所へ、職員 1 人（常勤換算）につき、2 万円を支給（公務員を除く）

## 第4章 主な実施事業

○ 令和2年度末見込みで未実施・未整備の事業は、「—」で示しています。

### 【施策1】 障害福祉サービス基盤の整備と住まいの確保

番号	事業名	令和2年度末見込み	令和8年度目標
<b>重度化・高齢化への対応を強化</b>			
1-(1)	<b>新規</b> 「多機能拠点整備型」の地域生活支援拠点の整備	多機能型地域生活支援拠点（1か所）	多機能型地域生活支援拠点（計2か所）
	「面的整備型」の地域生活支援拠点の運用体制の充実	運用	充実
	<b>新規</b> 旧高野台運動場用地を活用した民設民営による福祉園の整備	工事	開設・運営
	<b>新規</b> 区立福祉作業所の機能の拡充	検討	「生活介護」事業の導入（3か所）
	共生型サービスの実施	—	<b>調整中</b>
	<b>新規</b> 医療的ケアに対応したショートステイの整備	関係機関調整	開設・運営（1事業所1床）
	重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業	実施	継続
<b>地域移行の促進</b>			
1-(2)	関係機関の連携による地域移行の促進	基幹相談支援センターによる地域移行 3人／年	基幹相談支援センターによる地域移行 6人／年

番号	事業名	令和2年度末見込み	令和8年度目標
<b>住まいの確保・地域生活の継続</b>			
1-(3)	重度障害者グループホームの整備	33室	55室
	中軽度障害者グループホームの整備	505室	655室
	「短期入所」事業の拡充	民間事業所総数 11事業所	民間事業所総数 15事業所 (内1事業所医療型)
	<b>新規</b> 居住支援法人と連携した 入居支援	試行	継続
	「自立生活援助」事業所 の拡充	民間事業所総数 2事業所	民間事業所総数 5事業所
	在宅生活あんしん事業	実施	拡充
<b>障害福祉サービス事業所の人材確保・人材育成</b>			
1-(4)	<b>新規</b> (仮称)福祉人材育成・ 研修センターの創設	—	継続
	資格取得の助成	初任者研修 4件 実務者研修 5件 介護福祉士登録 1件	拡充
	福祉人材の求人・採用 活動	相談・面接会 6回/年	<b>調整中</b>
	<b>新規</b> 人材確保支援事業	—	実施
	ICT（情報通信技術）を 活用した事業所の業務改 善	ICTガイドラインの配付	充実

【施策2】 相談支援体制の強化

番号	事業名	令和2年度末見込み	令和8年度目標
<b>民間「計画相談支援」事業所の拡充</b>			
2-(1)	民間「計画相談支援」事業所の拡充	民間「計画相談支援」事業所総数 33 事業所	民間「計画相談事業所」総数 36 事業所
	相談支援専門員のスキル向上	基幹相談支援センターによる相談支援従事者会各地区 2回/年 (練馬・光が丘地区、石神井・大泉地区)	基幹相談支援センターによる相談支援従事者会各地区 6回/年 (練馬・光が丘地区、石神井・大泉地区)
<b>重度化・高齢化への対応を強化</b>			
2-(2)	「面的整備型」の地域生活支援拠点の運用体制の充実(再掲)	運用	充実
	障害分野と高齢分野の相互理解・関係強化	相互乗り入れ研修 ・介護事業所 →障害福祉人材育成・研修センター 12回 ・障害福祉事業所 →介護人材育成研修センター 14回	調整中
<b>障害特性に応じたきめ細やかな対応</b>			
2-(3)	訪問支援(アウトリーチ)事業	地域精神保健相談員の配置 8名	訪問支援の充実
	新規 スーパーバイザーを活用した成人期の発達障害者支援	検討	ネットワーク定例会(3回/年)

番号	事業名	令和2年度末見込み	令和8年度目標
<b>関係機関の連携強化</b>			
2-(4)	福祉・保健相談窓口を調整するコーディネーターの配置	コーディネーターの配置	継続
	地域密着型連携支援事業における情報交換会・勉強会の実施	9回/年	15回/年
	調整困難ケース対応事例合同研修会	実施	継続

### 【施策3】 就労支援の充実

番号	事業名	令和2年度末見込み	令和8年度目標
<b>一般就労の促進</b>			
3-(1)	就労支援機関等による就労支援	福祉施設等から一般就労した年間の障害者数 年間 200 人	福祉施設等から一般就労した年間の障害者数 年間 200 人
	就労支援マニュアルの充実と活用	マニュアル改訂の検討	就労支援ネットワークにおけるマニュアルの活用
	職業相談や職業能力評価を活用した個別支援の充実	職業能力評価の実施 50 人/年	職業能力評価の実施 60 人/年
	障害者の雇用促進と多様な働き方の創出	区内雇用企業の新規開拓 18 か所/年	区内雇用企業の開拓 24 か所/年

番号	事業名	令和2年度末見込み	令和8年度目標
<b>就労継続のための支援</b>			
3-(2)	職場定着支援事業	職場定着のための 就労支援員派遣 2,900回/年	職場定着のための 就労支援員派遣 3,000回/年
	「就労定着支援」事業	「就労定着支援」事業所 総数 7事業所 利用者 延 150人/年	「就労定着支援」事業所 総数 8事業所 利用者 延 200人/年
	<b>新規</b> 新規就職者への初期集 中支援事業	—	<b>調整中</b> ●●人 延●●日
<b>福祉的就労の充実</b>			
3-(3)	<b>新規</b> 経営コンサルタント派 遣事業	—	コンサルタント派遣 2か所
	共同受注体制の実施	共同受注窓口受注件数 延 240件/年 作業所平均工賃月額 11,693円（令和元年度）	共同受注窓口受注件数 延 250件/年 作業所平均工賃月額 13,000円
	<b>新規</b> 区立福祉作業所の機能 の拡充（再掲）	検討	一部「生活介護」事業の 導入（3か所）
3-(4)	<b>新規</b> 農福連携の推進	農福連携作業に携わる 障害者施設数 8施設	農福連携作業に携わる 障害者施設数 14施設
		福祉連携農園 検討	福祉連携農園 実施

**【施策4】 障害児の健やかな成長を支援**

番号	事業名	令和2年度末見込み	令和8年度目標
<b>早期発見・早期療育の充実</b>			
4-(1)	こども発達支援センターの支援体制の充実	支援体制 相談員等 27人	支援体制の充実 相談員等 33人
	「保育所等訪問支援」事業の拡充	訪問 100件/年	訪問 200件/年
	乳幼児健康診査	4か月児健康診査 受診率 80% 1歳6か月児 健康診査（歯科） 受診率 80% 3歳児健康診査 受診率 90%	受診率を維持  未受診者について 状況把握の実施
	障害児発達支援連携会議の開催	実務者会議 2回/年 個別会議 50回/年	継続
	障害児通所支援事業所への支援の充実	研修への講師派遣 5回/年	充実
<b>重度障害児への支援の充実</b>			
4-(2)	重症心身障害児を対象とした「放課後等デイサービス」事業所の拡充	4事業所	5事業所
	「居宅訪問型児童発達支援」事業の充実	利用 3人/月 12日/月	利用 10人/月 40日/月

番号	事業名	令和2年度末見込み	令和8年度目標
<b>重度障害児への支援の充実</b>			
4-(2)	医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置	検討	配置 5名
	医療的ケア児等支援連携会議の開催	2回/年	継続
<b>教育と福祉の連携</b>			
4-(3)	教育機関と障害児支援機関による協議の場の設置	—	設置
	特別支援教育に関わる教員の専門性の向上および支援体制の充実	特別支援教育研修会 1回/年 特別支援教育 コーディネーター研修会 1回/年 学校生活支援員研修会 1回/年 特別支援教育巡回指導員 研修会 1回/年	特別支援教育研修会 1回/年 特別支援教育 コーディネーター研修会 2回/年 学校生活支援員研修会 1回/年 特別支援教育巡回指導員 研修会 1回/年
	医療的ケアを必要とする児童の受入れ体制の充実	区立保育園 実施  学校・学童クラブ 実施	充実

番号	事業名	令和2年度末見込み	令和8年度目標
家族への支援			
4-(4)	<b>新規</b> こども発達支援センターでの障害児一時預かり支援事業	—	実施
	<b>新規</b> 障害児の兄弟姉妹をもつ子どもたち同士の交流の場の創設	—	実施
	こども発達支援センターによる区民向け講演会や学習会の開催	区民向け講演会 2回/年  保護者向け講習会 10回/年	区民向け講演会 充実  保護者向け講習会 13回/年
	<b>新規</b> ペアレントメンターを活用した家族支援事業	検討	実施

【施策5】 安心して暮らせる共生社会の実現と社会参加の促進

番号	事業名	令和2年度末見込み	令和8年度目標
権利擁護の推進			
5-(1)	障害者差別解消・障害理解の啓発事業	リーフレットの検討  講演会・出張講座等の開催 5回/年	配布  講演会・出張講座等の開催 10回/年
	成年後見制度等の利用支援の強化	①講演・勉強会等への講師派遣 20回/年 ②専門相談 14回/年 ③検討支援会議 9回/年 ④市民後見人養成研修 修了者数 61人(累計) ⑤関係職員向け研修の実施 1回/年 ⑥法人後見 実施 ⑦成年後見人等への報酬助成 5件/年	①講演会・勉強会等への講師派遣 20回/年 ②専門相談 14回/年 ③検討支援会議 12回/年 ④市民後見人養成研修 修了者数 92人(累計) ⑤関係職員向け研修の実施 1回/年 ⑥法人後見 実施 ⑦成年後見人等への報酬助成 5件/年
	障害者虐待防止センター事業	実施	継続

番号	事業名	令和2年度末見込み	令和8年度目標
安全・安心を支えるまちづくり			
5-(2)	福祉避難所の拡充	福祉避難所訓練 実施 1回/年	福祉避難所訓練 実施 1回/年
		福祉避難所の拡充 備蓄物資の配備 福祉避難所 42か所	拡充
	ヘルプカード等の周知 啓発	啓発事業 4回/年	啓発事業 6回/年
	駅のバリアフリー化の 促進	駅のバリアフリー化	充実
	アクセスルートの整備	アクセスルートの整備 検討	整備促進 未指定ルート追加指定
	建築物のバリアフリー 化	バリアフリー改修助成 実施	店舗等の改修促進
		バリアフリー法に基づく 特定建築物の計画の認定	認定の促進
	バリアフリーマップの 充実	バリアフリーマップの 改修	充実
ユニバーサルデザイン 体験教室の開催	7回/年	拡充	

番号	事業名	令和2年度末見込み	令和8年度目標
<b>障害者の社会参加を支援</b>			
5-(3)	地域生活支援センターにおける社会参加プログラムの充実	実施	充実
	SNS を活用した障害者福祉情報の発信	区公式ツイッター発信 12回/年	充実
	居場所に関する情報の発信	—	情報の発信
	<b>新規</b> タブレット等を活用した遠隔手話通訳の実施	—	実施
	「つながるカレッジねりま」の人材等を活用した地域福祉活動	卒業生、在学生の 地域活動の促進	継続
	図書館における読書環境整備の拡充	視覚障害者用資料等 7,650冊 DAISY 編集講習会 3回/年 音訳者養成等講習会 9回/隔年	拡充
	障害者スポーツ活動の推進	体育館温水プール 障害者専用コースの実施 (6館)	継続
	文化芸術活動の振興	障害者ふれあい作品展の 開催	充実
	新たな学びの機会の確保	訪問型学習の機会の検討	実施
	「ねりまユニバーサルフェス」の開催	—	継続
ふれあいバザールねりま	2回/年	継続	

**【施策6】 保健・医療体制の充実**

番号	事業名	令和2年度末見込み	令和8年度目標
<b>訪問支援体制の強化</b>			
6-(1)	訪問支援（アウトリーチ）事業（再掲）	地域精神保健相談員の配置 8名	訪問支援の充実
<b>複合的な課題への対応</b>			
6-(2)	福祉・保健相談窓口を調整するコーディネーターの配置（再掲）	コーディネーターの配置	継続
<b>地域移行の促進</b>			
6-(3)	関係機関の連携による地域移行の促進（再掲）	基幹相談支援センターによる地域移行 3人/年	基幹相談支援センターによる地域移行 6人/年
	「自立生活援助」事業所の拡充（再掲）	民間事業所総数 2事業所	民間事業所総数 5事業所
	措置入院者等の退院後支援	国、都のガイドラインに基づく区の基準、様式等の整備	退院後支援の強化
<b>医療体制の確保と各医療機関の連携強化</b>			
6-(4)	精神科医療と一般医療との連携強化	精神保健医療福祉連絡会 開催 1回/年	継続
	医療関係者向け研修会の開催	医療関係者向け研修会 開催 1回/年	継続

番号	事業名	令和2年度末見込み	令和8年度目標
<b>難病患者の支援</b>			
6-(5)	難病等に関する講演会等の実施	難病講演会 2回/年	継続
	制度、相談窓口、交流会等の周知	実施	継続
<b>医療的ケアを必要とする方への支援</b>			
6-(6)	<b>新規</b> 医療的ケアに対応した ショートステイの整備 (再掲)	関係機関調整	開設・運営 (1事業所1床)
<b>新型コロナウイルス等の感染症に係る対策</b> <b>調整中</b>			
6-(7)			

## 第5章 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画

### 1 計画の策定方法

第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画は、国の「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（令和2年厚生労働省告示第213号）」に基づき、施策に関する成果目標や障害福祉サービス等の供給見込み量などについて定めるものです。

サービス供給見込み量は、障害者計画や第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画中のサービス利用実績、障害者（児）の推移等を踏まえて算定しています。

### 2 成果目標

基本指針の目標を踏まえて、つぎの7項目の目標設定を行います。

#### （1）福祉施設の入所者の地域生活への移行

- 福祉施設から地域生活に移行する方の目標値を設定します。
- 令和5年度末の施設入所者数の目標値を設定します。

■ 令和元年度末時点の施設入所者数	465人
-------------------	------

指標	目標 (令和5年度末)
① 地域移行者数 (基本指針の目標：令和元年度末時点の施設入所者数の6%以上)	27人
② 施設入所者数 (基本指針の目標：令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%以上削減)	458人

## (2) 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築

- 保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数の目標値を設定します。
- 保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定および評価の実施回数の目標値を設定します。

指標	目標 (令和5年度末)
① 保健、医療および福祉関係者による協議の場の開催回数	2回以上/年
② 保健、医療および福祉関係者による協議の場における目標設定、評価の実施回数	<p>[目標設定] 長期入院患者の地域移行を促進するため、地域移行の基本的な考え方や取組等をまとめる (令和4年度)</p> <p>[評価の実施回数] 取組等の進捗状況の評価実施回数 1回 (令和5年度)</p>

## (3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

- 令和5年度末までの間、地域生活支援拠点を確保しつつ、年1回運用状況を検証し、支援体制の充実を図ります。

#### (4) 福祉施設等から一般就労への移行等

- 福祉施設の利用者のうち、令和5年度中に一般就労に移行する方の目標値を設定し、そのうち、就労移行支援事業、就労継続支援A型事業、就労継続支援B型事業について、令和5年度中に一般就労に移行する方の目標値を併せて設定します。また、レインボーワークから一般就労に移行する方の目標値を設定します。
- 就労定着支援事業の利用者数の目標値を設定します。
- 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数の目標値を設定します。

指標	目標 (令和5年度末)
① 一般就労移行者数 (基本指針の目標：令和元年度実績の1.27倍 うち、就労移行支援：1.30倍、就労継続支援 A型：1.26倍、就労継続支援B型：1.23倍)	156人 うち、 就労移行支援：35人 就労継続支援A型：4人 就労継続支援B型：9人 レインボーワーク：108人
② 就労定着支援事業の利用者数 (基本指針の目標：一般就労移行者のうち、 7割以上)	34人
③ 就労定着率8割以上の就労定着支援事業所数 (基本指針の目標：就労定着支援事業所全体の 7割以上)	4事業所

### (5) 障害児支援の提供体制の整備等

- 重層的な地域支援体制の構築を目指すため、児童発達支援センターおよび保育所等訪問支援に関する目標を設定します。
- 重症心身障害児が身近な地域で支援を受けられるよう、児童発達支援事業所および放課後等デイサービス事業所の確保に関する目標を設定します。
- 医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、関係機関の協議の場やコーディネーターの配置に関する目標を設定します。

指標	現状 (令和2年9月)	目標 (令和5年度末)
① 児童発達支援センター (基本指針の目標：1か所以上設置)	2か所	2か所
② 保育所等訪問支援 (基本指針の目標：利用できる体制を構築)	実施	拡充
③ 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所 (基本指針の目標：1か所以上確保)	4か所	4か所
④ 主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス事業所 (基本指針の目標：1か所以上確保)	4か所	5か所
⑤ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場 (基本指針の目標：設置)	設置	2回/年
⑥ 医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置 (基本指針の目標：配置)	未配置	配置 5人

## (6) 相談支援体制の充実・強化等

- 基幹相談支援センターにおいて、障害種別や各種ニーズに対応できる総合的・専門的な相談支援を実施します。また、地域の相談支援事業者に対する指導・助言、人材育成に取り組むとともに、地域の相談機関との連携強化を図ります。

指標	目標 (令和5年度末)
① 総合的・専門的な相談支援、地域の相談支援事業者に対する指導・助言	充実
② 地域の相談支援事業者の人材育成の支援回数	基幹相談支援センターによる相談支援従事者会 各地区 5回/年 (練馬・光が丘地区、石神井・大泉地区)
③ 地域の相談機関との連携強化の取組の実施回数	情報交換会・勉強会 15回/年

## (7) 障害福祉サービス等の質の向上

- サービスの質を向上させるため、区職員の障害福祉サービス等に係る研修への参加のほか、障害者自立支援審査支払等システムによる審査結果について事業所等との共有を図ります。

指標	目標 (令和5年度末)
① 障害福祉サービス等に係る研修	延50人
② 障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の共有	体制の有無：有 実施回数：1回

### 3 障害福祉サービスの供給見込み量

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
居宅介護	人/月	988	1,017	1,047
	時間/月	19,760	20,340	20,940
重度訪問介護	人/月	106	111	116
	時間/月	40,280	42,180	44,080
同行援護	人/月	225	225	230
	時間/月	9,000	9,000	9,200
行動援護	人/月	8	10	10
	時間/月	320	400	400
重度障害者等包括支援	人/月	1	1	1
	時間/月	434	434	434
生活介護	人/月	1,148	1,165	1,182
	日数/月	22,960	23,300	23,640
自立訓練（機能訓練）	人/月	22	22	23
	日数/月	242	242	253
自立訓練（生活訓練）	人/月	65	65	67
	日数/月	975	975	1,005
就労移行支援	人/月	276	282	288
	日数/月	4,416	4,512	4,608
就労継続支援A型	人/月	138	138	138
	日数/月	2,484	2,484	2,484
就労継続支援B型	人/月	1,180	1,203	1,227
	日数/月	18,880	19,248	19,632
就労定着支援	人/月	132	141	150
療養介護	人/月	77	78	79
短期入所	人/月	305	312	319
	日数/月	2,440	2,496	2,552
自立生活援助	人/月	12	14	16
共同生活援助	人/月	707	745	785
施設入所支援	人/月	465	462	458
計画相談支援	人/月	857	896	937
地域移行支援	人/月	6	7	8
地域定着支援	人/月	4	5	6

## 4 地域生活支援事業の供給見込み量

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度	
(1)理解促進研修・啓発事業		実施	実施	実施	
(2)自発的活動支援事業		実施	実施	実施	
(3)相談支援事業					
①障害者相談支援事業	設置数	4	4	4	
基幹相談支援センター		設置	設置	設置	
(4)成年後見制度利用支援事業		実施	実施	実施	
(5)意思疎通支援事業					
①手話通訳者派遣事業	件数/年	3,239	3,261	3,283	
②要約筆記者派遣事業	件数/年	326	336	346	
③手話通訳者設置事業	設置数	8	8	8	
(6)日常生活用具等給付事業					
①介護・訓練支援用具	件数/年	71	73	75	
②自立生活支援用具	件数/年	180	185	190	
③在宅療養等支援用具	件数/年	104	105	106	
④情報・意思疎通支援用具	件数/年	314	314	314	
⑤排泄管理支援用具	件数/年	12,530	12,755	12,984	
⑥住宅改修	件数/年	47	50	53	
⑦緊急通報システム	件数/年	15	15	15	
(7)移動支援事業		人/月	941	945	949
		時間/月	15,056	15,120	15,184
(8)地域活動支援センター					
①地域活動支援センター Ⅰ型	設置数	4	4	4	
②地域活動支援センター Ⅲ型	設置数	2	2	2	
	人/月	48	48	48	
(9)その他の事業					
①訪問入浴サービス	件数/年	3,700	3,729	3,758	
②日中一時支援事業	人/月	141	147	153	
	日数/月	423	441	459	
③手話講習会事業	人/年	282	291	300	
④自動車運転免許取得 助成事業	件数/年	8	8	8	
⑤自動車改修費助成事業	件数/年	7	7	7	

## 5 障害児向けサービス（障害児通所支援等）の供給見込み量

サービス名		令和3年度	令和4年度	令和5年度
児童発達支援	人/月	887	931	977
	日数/月	5,322	5,586	5,862
放課後等デイサービス	人/月	1,040	1,120	1,206
	日数/月	11,440	12,320	13,266
保育所等訪問支援	人/月	30	35	40
	日数/月	32	37	42
居宅訪問型児童発達支援	人/月	3	3	4
	日数/月	21	21	28
医療型児童発達支援	人/月	3	4	4
	日数/月	18	24	24
障害児相談支援	人/月	275	280	285

## 6 障害児の子ども・子育て支援等の見込み

種別	令和3年度	令和4年度	令和5年度
保育所 (認定こども園の2号認定を含む)	305人	317人	329人
放課後児童健全育成事業	181人	184人	188人

---

## 第6章 計画推進のために

---

### 1 計画を円滑に推進するための取組

---

#### (1) 計画の推進

- 障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進のため、PDCAサイクルのプロセスに基づいて、計画推進にあたっての課題の検討、進捗状況の点検・評価を行います。
- 障害のある方や障害者団体、サービス事業者等と連携し、障害者福祉施策の推進に努めます。

#### (2) 方策

- 計画の進捗管理  
障害者団体等と適宜協議や情報交換等を行います。  
また、計画の進捗状況等について、幅広く障害当事者や関係者の声を聞くため、「障害者地域自立支援協議会」において協議を行います。
- 計画の周知と理解  
点検・評価の内容および計画に変更等ある場合は、区ホームページ等を活用し、公表します。

# 資料編

## 1 計画の策定経過

### (1) 練馬区障害者計画懇談会

区民、障害者福祉団体、障害福祉サービス事業者、学識経験者等で構成される障害者計画懇談会を設置し、障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の策定に関する事項について検討しました。

#### 【開催状況】

回	開催日	主な案件
第1回	令和元年11月13日	① 次期練馬区障害者計画の策定について ② 練馬区障害者計画（一部改定）・第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画の取組状況について ③ 障害者基礎調査について
第2回	新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止	
第3回	令和2年5月20日 （書面開催）	① 障害者基礎調査の結果について ② 練馬区の障害者福祉に関する現状と課題について ③ 計画の構成について ④ 基本理念・計画策定の視点について
第4回	令和2年6月29日	① 次期障害者計画に係る施策の方向性の検討 ・施策1 障害福祉サービス基盤の整備と住まいの確保 ・施策2 相談支援体制の強化 ・施策3 障害者の就労を促進
第5回	令和2年7月29日	① 次期障害者計画に係る施策の方向性の検討 ・施策4 障害児の健やかな成長を支援 ・施策5 安心して暮らせる共生社会の実現と社会参加の促進 ・施策6 保健・医療体制の充実
第6回	令和2年9月3日	① 障害者計画懇談会意見書（案） ② 第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画
第7回	令和2年11月9日	① 次期障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の素案（案）
第8回	未定	未定

## 【委員名簿】

※ ◎座長 ○副座長

(敬称略)

選出区分	氏名	フリガナ	所属等
1 公募区民 (8名)	大森 梓	オオモリ アズサ	
	小原 磯則	オバラ イソノリ	
	上月 とし子	コウツキ トシコ	
	近藤 路子	コンドウ ミチコ	
	富岡 由起	トミオカ ユキ	
	中村 美恵子	ナカムラ ミエコ	
	松浦 秀雄	マツウラ ヒデオ	
	山中 明子	ヤマナカ アキコ	
2 障害者福祉 関係者 (18名)  (1)障害者福祉 団体(10名)	萩原 信子	ハギハラ ノブコ	練馬手をつなぐ親の会
	藤森 紀子	フジモリ ノリコ	練馬区身体障害者福祉協会
	加藤 茂樹	カトウ シゲキ	練馬区視覚障害者福祉協会
	田中 康子	タナカ ヤスコ	練馬区肢体不自由児者父母の会
	浦田 成幸	ウラタ ナリユキ	練馬区聴覚障害者協会
	黒澤 とも子	クロサワ トモコ	練馬障がい児者を持つ親の会
	吉井 美恵	ヨシイ ミエ	NPO 法人 練馬精神保健福祉会
	山岸 由香里	ヤマギシ ユカリ	練馬区重症心身障害児(者)を守る会
	天沼 道代	アマヌマ ミチヨ	NPO 法人 I am OK の会
	平峯 寿夫	ヒラミネ ヒサオ	練馬区パーキンソン病友の会
	(2)障害者を対象 とした事業を 実施している 法人・団体 (4名)	金野 喜代美	コンノ キヨミ
明石 寿美		アカシ トシミ	つくりっこの家クラブハウス
金井 仁夫		カナイ キミオ	グループホーム和泉
栗原 三津子		クリハラ ミツコ	社会福祉法人 未来こどもランド
(3)学校関係者 (1名)	永島 崇子	ナガシマ タカコ	東京都立大泉特別支援学校 校長
(4)障害者就労 支援関係者 (2名)	田中 幸彦	タナカ ユキヒコ	池袋公共職業安定所 統括職業指導官
	田崎 修司 (令和元年度)	タサキ シュウジ	練馬区障害者就労支援センター レインボーワーク 所長
	山岡 多恵 (令和2年度)	ヤマオカ タエ	
(5)相談支援関係 者(1名)	菊池 貴代子	キクチ キヨコ	練馬区立豊玉障害者地域生活支援 センター 所長
3 医療関係者 (1名)	齋藤 文洋	サイトウ フミヒロ	一般社団法人練馬区医師会 副会長
4 学識経験者 (2名)	◎中島 修	ナカシマ オサム	文京学院大学人間学部人間福祉学科 教授
	○丸山 晃	マルヤマ アキラ	立教大学コミュニティ福祉学部 特任准教授

## (2) 区民意見等の把握

### ① 区民意見反映制度（パブリックコメント）

周知方法：ねりま区報 12月●●日号、区ホームページ

区民情報ひろば、区民事務所（練馬を除く）、図書館、障害者地域生活支援センター、障害者施策推進課での閲覧

意見募集期間：令和2年12月●●日～令和3年1月●●日

### ② 計画（素案）の区民向け説明会

開催日	開催場所	参加者数
令和2年12月●●日	●●	●●名

### ③ 提出された意見数

●●件（●●名）

## (3) 障害者福祉団体等からの意見聴取

次期練馬区障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画の策定にあたって、幅広く関係者から現行計画の課題や次期障害者計画への意見を聴き、計画策定の参考とするために実施しました。

### 【概要】

#### ① 聴取団体

15団体（障害者福祉団体、特別支援学校PTA等）

#### ② 方法

意見書の提出

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、書面による意見聴取とした。

#### ③ 期間

令和2年5月11日～令和2年7月20日

## (4) 練馬区障害者地域自立支援協議会からの意見

障害者総合支援法第88条および児童福祉法第33条の20に基づき、全体会および専門部会での意見を踏まえ、練馬区障害者地域自立支援協議会として、次期練馬区障害者計画・第六期障害福祉計画・第二期障害児福祉計画に対する意見が提出されました。

## (5) 庁内での検討

### ① 障害者計画検討委員会の開催

期間：令和元年7月～令和3年●月

回数：●回

### ② 分科会の開催

構成：障害福祉サービス等分科会、就労支援分科会、障害児支援分科会  
社会生活支援分科会、保健・医療体制分科会

期間：令和元年12月～令和2年3月

回数：計15回

## 練馬区障害者計画検討委員会設置要綱

平成18年4月17日

18練福障第76号

(設置)

第1条 練馬区障害者計画、練馬区障害福祉計画および練馬区障害児福祉計画を策定するため、練馬区障害者計画検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(構成)

第2条 委員会は、委員長、副委員長および委員をもって構成する。

2 委員長は、福祉部長とする。

3 副委員長は、健康部長および練馬区保健所長とする。

4 委員は、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

(所掌事項)

第3条 委員会は、つぎの事項について検討し、その結果を区長に報告する。

(1) 練馬区障害者計画、練馬区障害福祉計画および練馬区障害児福祉計画の策定の方針に関する事項

(2) 練馬区障害者計画、練馬区障害福祉計画および練馬区障害児福祉計画の内容に関する事項

(3) その他、委員長が必要と認める事項

(運営)

第4条 委員会は、委員長が招集し、主宰する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に委員会への出席を求め、その意見を聞き、また説明を求めることができる。

3 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理する。

(分科会の設置および構成等)

第5条 委員会の所掌事項に関する調査および検討を行うため、分科会を置くことができる。

2 分科会の構成および運営等に関する事項は、委員長が別に定める。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、福祉部障害者施策推進課が処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

この要綱は、平成18年4月17日から施行する。

付 則

この要綱は、平成20年4月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

付 則

この要綱は、平成25年6月10日から施行する。

付 則

この要綱は、平成26年8月21日から施行する。

付 則 (平成27年2月18日26練福障第1787号)

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年3月15日28練福障第2034号)

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年6月1日29練福障第393号)

この要綱は、平成29年6月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

企画部企画課長
危機管理室区民防災課長
産業経済部経済課長
地域文化部文化・生涯学習課長
福祉部管理課長 障害者施策推進課長 障害者サービス調整担当課長
総合福祉事務所長 (1名)
高齢施策担当部高齢社会対策課長 高齢者支援課長 介護保険課長
健康部健康推進課長 保健予防課長 保健相談所長 (1名)
地域医療担当部地域医療課長
都市整備部住宅課長
教育振興部学務課長 教育指導課長 学校教育支援センター所長 光が丘図書館長
こども家庭部子育て支援課長 保育課長

## 2 練馬区障害者計画（一部改定）・第五期障害福祉計画・第一期

### 障害児福祉計画（平成30～令和2年度）の進捗状況

○ 『みどりの風吹くまちビジョン』の戦略計画、アクションプランと関連する事業は、☆で示しています。

#### (1) 障害者計画

##### 施策1 ケアマネジメント体制の強化

番号	整備・事業目標	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込み
1-(1)	☆民間「計画相談支援」事業所の拡充			
	民間「計画相談支援」事業所総数 32事業所  相談支援事例集の作成と事例の蓄積・更新	・民間「計画相談支援」事業所総数 27事業所  ・障害者地域生活支援センター主催による相談支援従事者連絡会を開催 （練馬・光が丘地区3回、石神井・大泉地区3回）	・民間「計画相談支援」事業所総数 31事業所  ・障害者地域生活支援センター主催による相談支援従事者連絡会を開催 （練馬・光が丘地区3回、石神井・大泉地区3回）  ・障害者地域生活支援センターによる困難ケースのサービス等利用計画の作成等支援の実施	・民間「計画相談支援」事業所総数 33事業所  ・障害者地域生活支援センター主催による相談支援従事者連絡会を開催 （練馬・光が丘地区3回、石神井・大泉地区3回）  ・相談支援事例集の作成
	地域密着連携支援事業における勉強会等の実施			
	継続	・実施 19回	・実施 20回	・実施 9回
	練馬障害福祉人材育成・研修センターと練馬介護人材育成・研修センターの共同研修			
研修の充実	相互乗り入れ研修 ・介護事業所 →障害福祉人材育成・研修センター 13回 ・障害福祉事業所 →介護人材育成研修センター 12回	相互乗り入れ研修 ・介護事業所 →障害福祉人材育成・研修センター 13回 ・障害福祉事業所 →介護人材育成研修センター 10回	相互乗り入れ研修 ・介護事業所 →障害福祉人材育成・研修センター 12回 ・障害福祉事業所 →介護人材育成研修センター 14回	

番号	整備・事業目標	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
1-(2)	☆訪問支援（アウトリーチ）事業			
	地域精神保健相談員の配置 4名 （平成 30 年度から 2名増員） 訪問支援を強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域精神保健相談員の配置 4名</li> <li>訪問支援 660 件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続</li> <li>訪問支援 588 件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域精神保健相談員の配置 8名</li> </ul>
1-(3)	SNSを活用した障害者福祉情報の発信			
	区公式ツイッター発信 12 回/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>区公式ツイッター発信 7 回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区公式ツイッター発信 16 回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区公式ツイッター発信 12 回</li> </ul>
1-(4)	発達障害者支援連絡会の開催			
	3 回/年 当事者・家族向け事業の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者支援連絡会開催 3 回</li> <li>障害者地域生活支援センターによる成人期発達障害者支援講座開催 2 回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者支援連絡会開催 3 回</li> <li>障害者地域生活支援センターによる成人期発達障害者支援講座開催 3 回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>発達障害者支援連絡会開催 2 回</li> <li>障害者地域生活支援センターによる成人期発達障害者支援講座開催 3 回</li> </ul>

## 施策 2 暮らしを支える介護・援助の充実

番号	整備・事業目標	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
2-(1)	☆練馬区重症心身障害児（者）等在宅レスパイト事業			
	継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用決定者 66 名</li> <li>利用実績 309 回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>利用決定者 77 名</li> <li>利用実績 390 回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続</li> </ul>
2-(2)	☆地域生活支援拠点の整備			
	面的整備継続 重度障害者グループホーム併設型の地域生活支援拠点の整備（1 所）	<ul style="list-style-type: none"> <li>面的整備型地域生活支援拠点の運営開始</li> <li>事業者との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続</li> <li>着工（※整備事業者が実施）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続</li> <li>開設</li> </ul>
2-(3)	☆高野台運動場用地における福祉園の誘致			
	事業者と運営等に関する協議	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業者との協議</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>基本設計、実施設計</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>工事</li> </ul>

番号	整備・事業目標	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
2-(4)	「居宅介護」「重度訪問介護」			
	利用者数 1,111 人/月 利用時間 60,120 時間/月	・利用者数 1,049 人/月 ・利用時間 56,662 時間/月	・利用者数 1,065 人/月 ・利用時間 59,291 時間/月	・利用者数 1,055 人/月 ・利用時間 59,704 時間/月
2-(5)	短期入所事業			
	民間事業所誘致（1 所）	・都用地整備事業者の選定	・着工（※整備事業者が実施）	民間事業所開設（1 所）
2-(6)	練馬障害福祉人材育成・研修センターの運営			
	障害特性別研修・中堅職員育成の実施	・基礎研修 64 回 ・階層別研修 14 回 ・啓発研修 4 回	・基礎研修 64 回 ・階層別研修 14 回 ・啓発研修 4 回	・基礎研修 64 回 ・階層別研修 14 回 ・啓発研修 4 回

### 施策 3 住まいの場の拡充

番号	整備・事業目標	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
3-(1)	☆重度障害者に対応したグループホームの整備			
	都用地整備 10 室程度  民間事業者 17 室程度	・都用地整備事業者の選定  ・民間事業者室数 17 室（7 室整備）	・着工（※整備事業者が実施） ・継続	・開設（16 室）  ・継続
3-(2)	☆中軽度障害者に対応したグループホームの整備			
	民間事業所室数 522 室程度	・431 室	・475 室	・505 室
3-(3)	住宅のバリアフリー化			
	住宅改修費助成 39 件	・住宅改修費助成 47 件	・住宅改修費助成 36 件	・住宅改修費助成 34 件
3-(4)	住まいの相談			
	住まいに関する情報の集約と活用	・住まいの確保に関する課題および施策について検討	・練馬区居住支援協議会の設置 開催 3 回 ・練馬区住まい確保支援事業の開始	・練馬区居住支援協議会の開催（2 回/年） ・練馬区住まい確保支援事業の実施 ・居住支援法人との連携検討・試行

施策4 障害児支援の充実

番号	整備・事業目標	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込み
4-(1)	☆こども発達支援センターの相談体制の充実			
	相談体制の充実	・医師1名、相談員2名、言語聴覚士1名増員	・継続	・継続
	こども発達支援センターによる区民向け講演会等の実施			
	2回/年	・開催 2回 参加者延 138名	・開催 2回 参加者延 172名	・開催 2回
	乳幼児健康診査			
	受診率を維持 未受診者については 状況把握の実施	・4か月児健康診査 受診率 95.5% ・1歳6か月児健康 診査 受診率 88.9% ・3歳児健康診査 受診率 94.2%	・4か月児健康診査 受診率 94.1% ・1歳6か月児健康 診査 受診率 88.3% ・3歳児健康診査 受診率 93.5%	・4か月児健康診査 受診率 80% ・1歳6か月児健康 診査 受診率 80% ・3歳児健康診査 受診率 90%
4-(2)	☆医療的ケアが必要な子どもに対応した児童発達支援事業所の誘致			
	児童発達支援事業所の開設（平成30年度開設）	・開設	・継続	・継続
4-(3)	☆医療的ケアを必要とする児童の受入れ体制の充実			
	区立保育園 実施	・区立保育園 受入数 3人	・区立保育園 受入数 1人	・区立保育園 受入数 3人
	学校・学童クラブ 実施	・学校 受入数 4人 ・学童クラブ 受入数 1人	・学校 受入数 6人 ・学童クラブ 受入数 3人	・学校 受入数 8人 ・学童クラブ 受入数 4人
4-(4)	障害児発達支援連携会議の開催			
	実務者会議 2回/年 個別会議 50回/年	障害児発達支援連携 会議 ・実務者会議 開催2回 ・個別会議 開催51回	障害児発達支援連携 会議 ・実務者会議 開催2回 ・個別会議 開催39回 ・医療的ケア児等 支援連携会議 開催2回	障害児発達支援連携 会議 ・実務者会議 開催2回 ・個別会議 開催50回 ・医療的ケア児等 支援連携会議 開催2回

番号	整備・事業目標	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
4-(5)	障害児通所支援事業所支援の充実			
	研修への講師派遣 5～6回/年 実習受入れ・技術援助	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修講師派遣 3回</li> <li>実習受入 57人</li> <li>講習会 開催 2回</li> <li>支援ツール展示会 開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修講師派遣 3回</li> <li>実習受入 47人</li> <li>講習会 開催 3回</li> <li>支援ツール展示会 開催</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>研修講師派遣 5回</li> <li>実習受入 30～40人</li> <li>講習会 開催 3回</li> <li>支援ツール展示会 開催</li> </ul>
4-(6)	特別支援教育に関わる教員の専門性の向上および支援体制の充実			
	研修会の継続  私立幼稚園への支援 ・専門家相談 ・研修会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育研修会 開催 1回</li> <li>特別支援教育コーディネーター研修会 開催 3回</li> <li>学校生活支援員研修会 開催 1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育研修会 開催 1回</li> <li>特別支援教育コーディネーター研修会 開催 2回</li> <li>学校生活支援員研修会 開催 1回</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>特別支援教育研修会 開催 1回</li> <li>特別支援教育コーディネーター研修会 開催 1回</li> <li>学校生活支援員研修会 開催 1回</li> <li>特別支援教育巡回指導員研修会 開催 1回</li> </ul>

#### 施策5 障害者の就労促進

番号	整備・事業目標	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
5-(1)	☆一般就労の促進			
	福祉施設等から一般就労した年間の障害者数 年間 200 人程度  啓発パンフレットの作成と活用による障害者雇用の支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設等から一般就労した年間の障害者数 226人</li> <li>実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設等から一般就労した年間の障害者数 204人</li> <li>継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉施設等から一般就労した年間の障害者数 200人</li> <li>継続</li> </ul>
5-(2)	☆職場定着支援の充実			
	職場定着支援事業  職場定着のための就労支援員派遣 2,000 回/年  就労定着支援事業  実施・継続	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場定着のための就労支援員派遣 2,365回</li> <li>民間就労移行支援事業所における就労定着支援事業の実施 1所</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場定着のための就労支援員派遣 2,810回</li> <li>継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>職場定着のための就労支援員派遣 2,900回</li> <li>継続</li> </ul>

番号	整備・事業目標	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
5-(3)	☆共同受注体制の実施			
	共同受注窓口の実施 作業所平均工賃の増	共同受注 ・契約件数 166 件 受注金額 4,257,944 円 企業訪問実績 ・雇用 1 人 ・実習受入 3 社 ・共同受注 3 社 作業所工賃平均 月額 11,795 円	共同受注 ・契約件数 231 件 受注金額 4,087,003 円 企業訪問実績 ・雇用 1 人 ・実習受入 3 社 ・共同受注 5 社 作業所工賃平均 月額 11,693 円	共同受注 ・契約件数 240 件 受注金額 4,000,000 円 企業訪問実績 ・雇用 1 人 ・実習受入 3 社 ・共同受注 5 社 作業所工賃平均 月額 11,693 円 (令和元年度)
5-(4)	障害特性に応じた支援の充実			
	ネットワーク会議に おいて事例共有	ネットワーク会議 ・講演会 開催 1 回 ・事例報告会 開催 2 回	ネットワーク会議 ・全体会 開催 2 回 ・就労支援分科会 開催 2 回 ・福祉的就労分科会 開催 2 回	ネットワーク会議 ・全体会 開催 2 回 ・就労支援分科会 開催 2 回 ・福祉的就労分科会 開催 2 回

## 施策6 社会参加の促進

番号	整備・事業目標	平成 30 年度実績	令和元年度実績	令和 2 年度見込み
6-(1)	「移動支援」「行動援護」「同行援護」			
	利用者数 1,215 人/月 利用時間 25,132 時間/月	・利用者数 1,140 人/月 ・利用時間 22,528 時間/月	・利用者数 970 人/月 ・利用時間 17,547 時間/月	・利用者数 1,018 人/月 ・利用時間 18,645 時間/月
6-(2)	練馬 En カレッジ 地域福祉パワーアップカレッジねりま			
	入学学生数 40 人/年	・入学 25 人 ・卒業 32 人	・卒業 18 人	・入学 22 人 ・卒業 21 人
6-(3)	障害者スポーツの指導者育成			
	研修 2 回/年	・障害者スポーツ 指導員養成講習 会受講推奨によ る有資格者の増 初級 6 人	・障害者スポーツ 指導員養成講習 会受講推奨によ る有資格者の増 初級 2 人	・障害者スポーツ 指導員養成講習 会受講推奨によ る有資格者の増 初級 1~2 人
6-(4)	ふれあいバザールねりま			
	2 回/年	・開催 2 回	・開催 2 回	・開催 2 回

施策7 権利擁護の推進

番号	整備・事業目標	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込み
7-(1)	障害者差別解消の啓発事業			
	講演会・説明会等の開催 6回/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民対象講演会 開催 1回</li> <li>職員等対象研修会 開催 3回</li> <li>アトリウム展示 実施</li> <li>教育機関、民間事業所への法の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民対象講演会 開催 1回</li> <li>職員等対象研修会 開催 3回</li> <li>アトリウム展示 実施</li> <li>教育機関、民間事業所への法の周知</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>区民対象講演会 開催 1回</li> <li>職員等対象研修会 開催 3回</li> <li>アトリウム展示 実施</li> <li>教育機関、民間事業所への法の周知</li> </ul>
7-(2)	障害者虐待防止センター事業			
	虐待防止センター等による虐待対応実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>虐待防止センターによる虐待対応の実施</li> <li>研修 開催 1回 (練馬障害福祉人材育成・研修センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続</li> <li>研修 開催 1回 (練馬障害福祉人材育成・研修センター)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続</li> <li>研修 開催 1回 (練馬障害福祉人材育成・研修センター)</li> </ul>
7-(3)	啓発研修「マイフレンド講座」			
	受講者数 40人/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催 2回 受講者数 18人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催 2回 受講者数 24人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催 1回 受講者数 15人</li> </ul>
7-(4)	成年後見制度利用の周知・利用促進			
	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域団体が実施する講演・勉強会等への講師派遣 20回/年</li> <li>② 相談会 5回/年</li> <li>③ 後見人への報酬助成 5件</li> <li>④ 関係職員向け研修の実施 1回/年</li> <li>⑤ 地域ネットワーク会議 3回/年</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域団体が実施する講演・勉強会等への講師派遣 16回</li> <li>② 相談会 14回</li> <li>③ 後見人への報酬助成 5件</li> <li>④ 関係職員対象研修の実施 延10回</li> <li>⑤ 地域ネットワーク会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>区全域 開催 2回</li> <li>圏域 開催 2回</li> </ul> </li> <li>⑥ 法人後見の体制整備について検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域団体が実施する講演・勉強会等への講師派遣 19回</li> <li>② 相談会 14回</li> <li>③ 後見人への報酬助成 12件</li> <li>④ 関係職員対象研修の実施 1回</li> <li>⑤ 地域ネットワーク会議 <ul style="list-style-type: none"> <li>区全域 開催 1回</li> <li>圏域 開催 2回</li> </ul> </li> <li>⑥ 法人後見の体制整備に向けた検討・調整</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>① 地域団体が実施する講演・勉強会等への講師派遣 20回</li> <li>② 相談会 14回</li> <li>③ 後見人への報酬助成 5件</li> <li>④ 関係職員対象研修の実施 1回</li> <li>⑤ 検討支援会議 9回</li> <li>⑥ 法人後見 実施</li> <li>⑦ 市民後見人養成研修修了者数 61人(累計)</li> </ul>

施策8 安全・安心な暮らしの支援

番号	整備・事業目標	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込み
8-(1)	要援護者の安否確認体制等の強化			
	名簿登載者の現況調査の実施(平成30年度) 災害時対応訓練の実施(平成31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の情報を更新</li> <li>災害時対応訓練の実施を検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の情報を更新</li> <li>災害時対応訓練の実施(安否確認訓練)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>災害時要援護者の情報を更新</li> <li>災害時対応訓練の実施(安否確認訓練)</li> </ul>
	福祉避難所の拡充			
	新規指定1か所(平成31年度) 計41か所 各施設の災害対応マニュアル整備(平成30年度) 災害時対応訓練の実施(平成31年度)	<ul style="list-style-type: none"> <li>福祉避難所における備蓄物資の入替</li> <li>無線機定期訓練の実施</li> <li>福祉避難所開設訓練の実施</li> <li>福祉避難所机上訓練の実施</li> <li>各施設の災害対応マニュアル整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規指定1か所(計41か所)</li> <li>福祉避難所における備蓄物資の入替</li> <li>無線機定期訓練の実施</li> <li>災害時対応訓練の実施</li> <li>福祉用具搬入搬出訓練の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>新規指定1か所(計42か所)</li> <li>福祉避難所における備蓄物資の入替</li> <li>無線機定期訓練の実施</li> <li>福祉避難所訓練実施</li> </ul>
8-(2)	ヘルプカード等の周知・啓発			
	啓発事業 10回/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発事業開催 4回</li> <li>「障害者福祉のしおり」掲載</li> <li>配布要望の多いヘルプマークを作成し、総合福祉事務所等で配布を開始</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発事業開催 5回</li> <li>継続</li> <li>「高齢者の生活ガイド」掲載</li> <li>ヘルプマークの啓発ポスター、ステッカーを路線バス等に掲示</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>啓発事業開催 4回</li> <li>継続</li> <li>継続</li> <li>継続</li> </ul>
8-(3)	公共施設におけるユニバーサルデザインの推進			
	意見聴取事業実施施設 延12件	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者等への意見聴取 延4件</li> <li>バリアフリー冊子発行</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者等への意見聴取 延7件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>障害者等への意見聴取 延5件</li> </ul>

施策9 保健・医療体制の充実

番号	整備・事業目標	平成30年度実績	令和元年度実績	令和2年度見込み
9-(1)	☆訪問支援（アウトリーチ）事業			
	地域精神保健 相談員 4名配置  訪問支援を強化	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域精神保健相談員の配置 4名</li> <li>訪問支援 660件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続</li> <li>訪問支援 588件</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域精神保健相談員の配置 8名</li> </ul>
9-(2)	地域移行・地域生活支援情報の充実			
	地域生活を送るうえで役立つ様々な情報を地域支援機関等と協働して収集し、本人・家族への情報提供を充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域精神保健福祉関係者連絡会において情報交換の実施</li> <li>各種講演会、個別相談時に相談者に応じた情報提供の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続</li> <li>継続</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>継続</li> <li>継続</li> </ul>
9-(3)	難病等に関する講演会等の実施			
	難病等に関する講演会を継続開催し、併せて各種制度を周知	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催 2回</li> <li>参加者 103人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催 2回</li> <li>参加者 61人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催 2回</li> </ul>
9-(4)	医療関係者向け研修会の実施			
	研修実施 1回/年	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催 1回</li> <li>受講者 46人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催 1回</li> <li>受講者 33人</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>開催 1回</li> </ul>

(2) 第五期障害福祉計画・第一期障害児福祉計画

【福祉施設入所者の地域生活への移行】

平成 28 年度末現在の施設入所者数	450 人	
<b>【第五期計画の目標値】</b>		
①地域生活移行者数 (平成 28 年度末時点入所者の 9%)	① 41 人	<b>【平成 30 年度・令和元年度累計】</b> ① 14 人 <b>【令和元年度末】</b> ② 441 人
②令和 2 年度末の施設入所者数 (平成 28 年度末時点入所者から 2%削減)	② 441 人	

【精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築】

<b>【第五期計画の目標】</b> 令和 2 年度末までに福祉・保健・医療等の関係者による協議の場を設置	<b>【実績】</b> 設置
---	-------------------

【地域生活支援拠点等の整備】

<b>【第五期計画の目標】</b> 重度障害者グループホーム、ショートステイ、相談支援が一体となった多機能整備型の拠点を整備	<b>【令和元年度実績】</b> 着工 (※整備事業者が実施)
---	---------------------------------------

【福祉施設から一般就労への移行等】

平成 28 年度の一般就労移行者数	82 人	
<b>【第五期計画の目標値】</b>		
①一般就労移行者数 (平成 28 年度実績の 1.5 倍)	① 123 人	<b>【令和元年度実績】</b> ① 123 人 ② 256 人 ③ 50% ④ 97%
②就労移行支援事業所の利用者数 (平成 28 年度末利用者数の 2 割増)	② 265 人	
③就労移行率が 3 割以上の事業所数の割合 (50%)	③ 50%	
④就労定着支援による支援開始から 1 年後の職場定着率 (80%)	④ 80%	

【障害福祉サービスの供給実績】

※ 上段が見込み、下段が実績値（令和2年度は、令和2年7月時点の実績）

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
居宅介護	人/月	907 <b>946</b>	925 <b>960</b>	943 <b>950</b>
	時間/月	18,140 <b>17,743</b>	18,500 <b>18,743</b>	18,860 <b>19,476</b>
重度訪問介護	人/月	100 <b>103</b>	102 <b>105</b>	104 <b>105</b>
	時間/月	38,000 <b>38,919</b>	38,760 <b>40,548</b>	39,520 <b>40,228</b>
行動援護	人/月	8 <b>5</b>	10 <b>6</b>	10 <b>7</b>
	時間/月	400 <b>199</b>	500 <b>248</b>	500 <b>200</b>
重度障害者等 包括支援	人/月	1 <b>0</b>	1 <b>0</b>	1 <b>0</b>
	時間/月	434 <b>0</b>	434 <b>0</b>	434 <b>0</b>
同行援護	人/月	215 <b>197</b>	219 <b>197</b>	223 <b>189</b>
	時間/月	8,600 <b>7,950</b>	8,760 <b>6,392</b>	8,920 <b>6,195</b>
生活介護	人/月	1,092 <b>1,111</b>	1,119 <b>1,102</b>	1,141 <b>1,132</b>
	日数/月	21,840 <b>21,085</b>	22,380 <b>21,449</b>	22,820 <b>22,300</b>
自立訓練 (機能訓練)	人/月	27 <b>22</b>	27 <b>18</b>	28 <b>18</b>
	日数/月	297 <b>232</b>	297 <b>229</b>	308 <b>207</b>
自立訓練 (生活訓練)	人/月	38 <b>54</b>	38 <b>64</b>	40 <b>62</b>
	日数/月	494 <b>751</b>	494 <b>883</b>	520 <b>880</b>
就労移行支援	人/月	249 <b>263</b>	256 <b>256</b>	265 <b>271</b>
	日数/月	3,984 <b>4,181</b>	4,096 <b>4,087</b>	4,240 <b>4,730</b>
就労継続支援 A 型	人/月	124 <b>120</b>	130 <b>119</b>	136 <b>151</b>
	日数/月	2,480 <b>2,241</b>	2,600 <b>2,246</b>	2,720 <b>2,674</b>

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
就労継続支援 B 型	人/月	1,124	1,152	1,169
		<b>1,138</b>	<b>1,157</b>	<b>1,177</b>
	日数/月	19,108	19,584	19,873
		<b>17,796</b>	<b>18,337</b>	<b>19,116</b>
就労定着支援	人/月	12	20	28
		<b>83</b>	<b>114</b>	<b>122</b>
療養介護	人/月	76	77	78
		<b>76</b>	<b>74</b>	<b>75</b>
短期入所	人/月	287	295	303
		<b>276</b>	<b>223</b>	<b>195</b>
	日数/月	2,296	2,360	2,424
		<b>2,371</b>	<b>2,089</b>	<b>1,489</b>
自立生活援助	人/月	5	8	12
		<b>1</b>	<b>10</b>	<b>1</b>
共同生活援助	人/月	610	645	680
		<b>634</b>	<b>671</b>	<b>683</b>
施設入所支援	人/月	450	445	441
		<b>464</b>	<b>466</b>	<b>461</b>
計画相談支援	人/月	651	667	683
		<b>727</b>	<b>851</b>	<b>820</b>
地域移行支援	人/月	3	4	5
		<b>1</b>	<b>5</b>	<b>6</b>
地域定着支援	人/月	2	3	4
		<b>3</b>	<b>1</b>	<b>1</b>

【地域生活支援事業の供給実績】

※ 上段が見込み、下段が実績値（令和 2 年度は、令和 2 年 7 月時点の実績）

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
(1) 理解促進研修・啓発事業	実施	実施	実施	実施
	<b>実施</b>	<b>実施</b>	<b>実施</b>	<b>実施</b>
(2) 自発的活動支援事業	実施	実施	実施	実施
	<b>実施</b>	<b>実施</b>	<b>実施</b>	<b>実施</b>
(3) 相談支援事業				
①障害者相談支援事業	設置数	4	4	4
		<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>
基幹相談支援センター	設置	設置	設置	設置
	<b>設置</b>	<b>設置</b>	<b>設置</b>	<b>設置</b>
(4) 成年後見制度利用支援事業	実施	実施	実施	実施
	<b>実施</b>	<b>実施</b>	<b>実施</b>	<b>実施</b>

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
<b>(5) 意思疎通支援事業</b>				
①手話通訳者派遣事業	件数/年	3,117	3,120	3,130
		<b>3,440</b>	<b>3,056</b>	<b>584</b>
②要約筆記者派遣事業	件数/年	348	350	352
		<b>326</b>	<b>294</b>	<b>30</b>
③手話通訳者設置事業		実施	実施	実施
		<b>実施</b>	<b>実施</b>	<b>実施</b>
<b>(6) 日常生活用具等給付事業</b>				
①介護・訓練支援用具	件数/年	70	73	76
		<b>82</b>	<b>66</b>	<b>10</b>
②自立生活支援用具	件数/年	180	182	184
		<b>180</b>	<b>152</b>	<b>45</b>
③在宅療養等支援用具	件数/年	100	100	105
		<b>90</b>	<b>103</b>	<b>50</b>
④情報・意思疎通支援用具	件数/年	220	220	220
		<b>253</b>	<b>375</b>	<b>141</b>
⑤排泄管理支援用具	件数/年	11,900	11,900	11,900
		<b>11,481</b>	<b>12,309</b>	<b>4,710</b>
⑥住宅改修	件数/年	45	45	48
		<b>47</b>	<b>36</b>	<b>1</b>
⑦緊急通報システム	件数/年	12	12	14
		<b>13</b>	<b>15</b>	<b>15</b>
(7) 移動支援事業	人/月	964	973	982
		<b>938</b>	<b>767</b>	<b>822</b>
	時間/月	15,424	15,568	15,712
		<b>14,379</b>	<b>10,907</b>	<b>12,251</b>
<b>(8) 地域活動支援センター</b>				
①地域活動支援センターⅠ型	設置数	4	4	4
		<b>4</b>	<b>4</b>	<b>4</b>
②地域活動支援センターⅡ型	設置数	1	1	1
		<b>1</b>	<b>1</b>	<b>—</b>
	人/月	28	28	28
		<b>22</b>	<b>23</b>	<b>—</b>
③地域活動支援センターⅢ型	設置数	2	2	2
		<b>2</b>	<b>2</b>	<b>2</b>
	人/月	35	38	40
		<b>36</b>	<b>48</b>	<b>54</b>

サービス名		平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度
(9) その他の事業				
①訪問入浴サービス	件数/年	3,660	3,678	3,696
		<b>3,644</b>	<b>3,671</b>	<b>1,448</b>
②日中一時支援事業	人/月	160	162	164
		<b>136</b>	<b>74</b>	<b>88</b>
	日数/月	448	454	459
		<b>425</b>	<b>215</b>	<b>220</b>
③手話講習会事業	人/年	280	280	280
		<b>292</b>	<b>268</b>	<b>22</b>
④自動車運転免許取得助成事業	件数/年	8	8	8
		<b>3</b>	<b>8</b>	<b>0</b>
⑤自動車改修費助成事業	件数/年	10	10	10
		<b>5</b>	<b>7</b>	<b>0</b>

【障害児支援の提供体制（児童発達支援センター等の整備）】

事業	目標値 (令和 2 年度末)	令和 2 年 10 月現在
①児童発達支援センター	① 2 か所	① 2 か所
②保育所等訪問支援事業	② 設置	② 設置
③主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所	③ 2 か所	③ 4 か所
④主に重症心身障害児を支援する放課後等デイサービス	④ 2 か所	④ 4 か所

【医療的ケア児支援のための協議の場】

【第一期計画の目標】 平成 30 年度末までに保健・医療、福祉、保育、教育、家族等の関係者が連携を図るための協議の場を設置	【令和元年度実績】 開催 2 回
--	---------------------

【障害児向けサービス（障害児通所支援等）の供給量】

※ 上段が見込み、下段が実績値（令和2年度は、令和2年7月時点の実績）

サービス名		平成30年度	令和元年度	令和2年度
児童発達支援	人/月	716 797	751 845	788 770
	日数/月	4,296 4,838	4,506 4,984	4,728 5,104
放課後等 デイサービス	人/月	820 947	844 962	869 1,037
	日数/月	9,020 10,247	9,284 9,685	9,559 10,627
保育所等訪問支援	人/月	2 1	4 15	6 25
	日数/月	4 1	8 18	12 29
医療型児童発達支援	人/月	3 2	3 4	4 4
	日数/月	21 12	21 21	28 29
居宅訪問型 児童発達支援	人/月	2 0	2 1	3 2
	日数/月	8 0	8 4	12 17
障害児相談支援	人/月	243 127	258 129	268 270

【障害児の子ども・子育て支援等の人数】

※ 上段が見込み、下段が実績値（令和2年度は、令和2年7月時点の実績）

種別	平成30年度	令和元年度	令和2年度
保育所 （認定こども園の2号認定を含む）	338人 333人	377人 317人	407人 262人
	156人 164人	161人 171人	170人 169人

### 3 事業説明（障害者総合支援法および児童福祉法に規定する事業）

#### （1） 障害福祉サービス

サービス名	サービス内容
居宅介護	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。目的により「身体介護」と「家事援助」などがあります。
重度訪問介護	重度の障害者で、常に介護を必要とする障害者に自宅等で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
同行援護	視覚障害により移動に著しい困難を有する障害者等につき、外出時において、当該障害者等に同行し、移動に必要な情報提供を行い、移動の援護等を行います。
行動援護	自己判断能力が制限されている障害者が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
重度障害者等包括支援	介護の必要度がとても高い障害者に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。
生活介護	常に介護を必要とする障害者に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動・生産活動の機会を提供します。
自立訓練（機能訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、生活能力の維持・向上のために必要な訓練を行います。
就労移行支援	一般企業等への就労を希望する障害者に、一定期間、就労に必要な知識および能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型	一般企業への就労に結びついていない障害者のうち、雇用契約等に基づく就労が可能な方に、働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援B型	一般企業等での就労が困難な障害者や、一定年齢に達している障害者に働く場を提供するとともに、知識や能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労定着支援	一般就労した障害者について、障害者との相談を通じて生活面の課題を把握し、企業や関係機関等との連絡調整や、課題解決に向けて必要となる支援を行います。
療養介護	医療と常時介護を必要とする障害者に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。
短期入所	自宅で介護する方が病気の場合等に、施設で短期間、夜間も含め、入浴、排せつ、食事等の介護を行います。
自立生活援助	障害者支援施設やグループホーム等を利用していただいていた障害者で一人暮らしを希望する方等に対して、定期的な居宅訪問等を行い、相談に応じ、必要な助言や関係機関との連絡調整を行います。
共同生活援助	夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談や入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
施設入所支援	施設に入所する障害者に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。

サービス名	サービス内容
計画相談支援	支給決定または支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成し、支給決定または変更後、サービス事業者等と連絡調整を行い、サービス等利用計画を作成します。また、利用者の状況に応じて、一定期間ごとに、サービス等の利用状況の検証を行いサービス等利用計画の見直しを行います（モニタリング）。
地域移行支援	入所または精神科病院に入院している障害者が退所または退院する際、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談などを行います。
地域定着支援	居宅で単身その他、家庭の状況等により同居家族による支援を受けられない障害者に対し、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に対する相談等を行います。

## (2) 地域生活支援事業

サービス名	サービス内容
理解促進研修・啓発事業	障害者が、日常生活および社会生活をするうえで生じる「社会的障壁」をなくすため、障害者に対する理解を深めるための研修会やイベントの開催、啓発活動などを行います。
自発的活動支援事業	障害者とその家族、地域の方などが自発的に行う活動（ピアサポート、災害対策、ボランティア活動など）を支援します。
障害者相談支援事業	障害者等からの相談に応じ、必要な情報の提供等の便宜を供与することおよび権利擁護のために必要な援助を行います。
基幹相談支援センター	区内4か所の障害者地域生活支援センターが、基幹相談支援センターとして、当事者への総合的・専門的な相談支援や、地域の民間相談支援事業者への指導助言などを行います。
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、成年後見制度の利用が有効と認められる障害者に対し、成年後見制度の申立てに要する経費および後見人等の報酬の全部または一部を助成します。
手話通訳者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に手話通訳者を派遣し、意思疎通の円滑化を図ります。
要約筆記者派遣事業	聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者に要約筆記者を派遣し、障害者とその他の者との意思疎通の仲介をします。
手話通訳者設置事業	総合福祉事務所に手話通訳者を設置することにより、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者とその他の者の意思疎通の円滑化を図ります。
介護・訓練支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「特殊寝台」「浴槽（湯沸器含む。）」「入浴担架」等です。
自立生活支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「歩行支援用具」「電磁調理器」「屋内信号装置」等です。
在宅療養等支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「電気式たん吸引器」「音声式体温計」「ネブライザー」等です。
情報・意思疎通支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「ポータブルレコーダー」「活字文書読上装置」「情報受信装置」等です。
排泄管理支援用具	日常生活用具等給付事業のうち、「排泄支援用具」「収尿器」「紙おむつ」等です。

居宅生活動作補助用具 (住宅改修費)	重度の身体障害者等が日常生活を容易にすることを目的として、住宅の一部を改善するための費用を助成します。
緊急通報システム	重度の身体障害者が自宅で急病になったとき等のために、外部の受信施設へ緊急通報できる機器を貸与します。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障害者等に対し、外出のための支援を行います。
地域活動支援センター Ⅰ型事業	地域の実情に応じ、障害者等に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を行います。
地域活動支援センター Ⅱ型事業	地域において、雇用・就労が困難な在宅障害者に対し、機能訓練、入浴等のサービスを実施します。 (練馬区立谷原フレンドは、令和2年4月より、地域活動支援センターⅡ型事業から、障害者総合支援法に基づく生活介護事業および日中一時支援事業に機能を転換しました。)
地域活動支援センター Ⅲ型事業	地域の実情に応じ、障害者に対し、創作的活動または生産活動の機会の提供等を行います。
訪問入浴サービス	長期にわたり入浴が困難な在宅の身体障害者等に対し、訪問入浴車を派遣します。
日中一時支援事業	日中、障害者等に活動の場を提供し、見守り、社会に適應するための日常的な訓練等を行います。
手話講習会事業	手話の技術講習、聴覚障害者福祉に関する講演会等を行います。
自動車運転免許取得 助成事業	身体障害者等が自動車運転免許取得するのに要する費用の一部を助成します。
自動車改修費助成事業	重度の身体障害者が就労等に伴い自動車を取得する場合、その改造に要する費用の一部を助成します。

### (3) 障害児向けサービス

サービス名	サービス内容
児童発達支援	個別療育や集団療育を行う必要があると認められた未就学児童を対象に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適應訓練等を行います。
放課後等デイサービス	個別療育や集団療育を行う必要があると認められた就学している児童を対象に、放課後や夏休み期間等に、生活能力向上のための訓練や社会との交流の機会などを提供します。
保育所等訪問支援	障害児施設で指導経験のある児童指導員や保育士が、保育所や児童養護施設等を訪問し、障害児や保育所などのスタッフに対し、障害児が集団生活に適應するための専門的な支援を行います。
居宅訪問型児童発達 支援	重度の障害等の状態にある障害児であって、障害児通所支援を利用するために外出することが著しく困難な障害児を対象に、障害児の居宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導等を行います。
医療型児童発達支援	上肢、下肢または体幹の機能の障害のある児童を対象に、日常生活の基本的な動作の指導や集団生活への適應訓練などの支援および治療を行います。
障害児相談支援	障害児通所支援の支給決定または支給決定の変更前に、障害児支援利用計画案を作成し、支給決定または変更後、サービス事業者等と連絡調整を行い、障害児支援利用計画を作成します。また、利用している障害児通所支援の内容が適切かどうか、一定期間ごとにサービス等の利用状況の検証を行い、障害児支援利用計画の見直しを行います(モニタリング)。